Japan. Endless Discovery.

観光ビジョン実現プログラム 2016

－世界が訪れたくなる日本を目指して－

（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム 2016）

平成２８年５月

観光立国推進閣僚会議

目　次

はじめに

視点 1．観光資源の魅力を極め、「地方創生」の礎に

・魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
・文化財の観光資源としての開花・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
・国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
・景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上・・・・・・・・・・・・・・・１０
・滞在型農山漁村の確立・形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
・地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大・・・・・・・・・・・・１３
・広域観光周遊ルートの世界水準への改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
・東北の観光復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

視点 2．観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

・観光関係の規制・制度の総合的な見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
・民泊サービスへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
・産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
・宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供・・・・・・・　２１
・世界水準の DMO の形成・育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
・「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４
・次世代の観光立国実現のための財源の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
・訪日プロモーションの戦略的高度化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
・インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化・・・・・・・・・・・・・・・２８
・MICE 誘致の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

・ビザの戦略的緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
・訪日教育旅行の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
・観光教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
・若者のアウトバウンド活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５

視点３．すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

・最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６
・民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進・・・・・・・・・・・　３８
・キャッシュレス環境の飛躍的改善（海外発行カード対応 ATM の設置促進を含む）・・・　４０
・通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現・・・・・・・・・・・・・　４１
・多言語対応による情報発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３
・急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・　４３
・「世界一安全な国、 日本」の良好な治安等を体感できる環境整備・・・・・・・・・・　４４
・「地方創生回廊」の完備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６
・地方空港のゲートウェイ機能強化と LCC 就航促進・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８
・クルーズ船受入の更なる拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０
・公共交通利用環境の革新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５１
・休暇改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３
・オリパラに向けたユニバーサルデザインの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４

はじめに

本年３月 30 日、「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」は、新たな観光ビジョンをとりまとめた。「観光は真に我が国の成長戦略と地方創生の柱である」との認識の下、新たな目標を掲げるとともに、この目標の実現のため、３つの視点を柱とする 10 の改革を掲げた。

３年前に立ち上げた観光立国推進閣僚会議は、毎年、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を策定し、その実現に精力的に取り組んできた。

新たな観光ビジョンが策定された今、政府としてこれを強力に推進するため、本年は、観光ビジョンを踏まえた短期的な政府の行動計画として「観光ビジョン実現プログラム 2016」（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム 2016）を策定するとともに、それに盛り込まれた施策のフォローアップを通じて、観光ビジョンの確実な実現を図る。

また、観光ビジョンは、いわば「骨太な施策」を厳選してとりまとめたものであるが、「観光ビジョン実現プログラム 2016」は、観光ビジョンに盛り込まれた施策について短期的な取組を具体化したものに加え、観光に対する多様なニーズにきめ細かく対応するため、新規性のある施策や、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015」に盛り込まれた施策で改善・強化して取り組むものについても、幅広く盛り込むこととした。

観光立国に向けた取組は、「観光先進国」に向けた取組へと、新たなステージに移行した。

観光ビジョンの実現に向け、政府一丸、官民を挙げて、常に先手を打って取り組んでいくこととする。

視点1．観光資源の魅力を極め、「地方創生」の礎に

魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○赤坂や京都の迎賓館のみならず、我が国の歴史や伝統に溢れる公的施設を、大胆に、一般向けに公開・開放。	_
・赤坂迎賓館について、接遇に支障のない範囲で可能な限り、2016年4月19日から一般公開を通年で実施	・赤坂迎賓館について、歴史と伝統に溢れる施設の魅力を内外に発信するため、本年4月19日から、接遇等に支障のない限り通年で一般公開を実施する。前庭については、人数制限のない自由参観とし、本館・主庭については、事前申込制と当日受付制を併用する（一日当たりの定員を2000人から4000人へ拡大）。また、別館については、事前申込制とし、一日当たり120人の受入を見込む。その際、多言語音声端末を導入する。【新規】
	・本年度第一四半期を目途として、我が国最高の「おもてなし」空間を接遇等に支障のない限り特別に開放し、体験的に利用させ、その魅力を内外に発信する「特別開館」の試行を開始する。【新規】
・京都迎賓館について、2016年4月28日から5月9日の試験公開の結果を踏まえ、接遇に支障のない範囲で可能な限り、2016年7月下旬を目途に一般公開を通年で実施予定	・京都迎賓館について、本年4月28日から5月9日までの期間に、一日当たりの定員を1300人から1500人又は2000人へ拡大して試験公開を実施したが、この結果を踏まえ、7月下旬を目途に、接遇等に支障のない限り通年で一般公開を実施する。その際、多言語音声端末を導入する。【新規】
	・また、赤坂迎賓館の特別開館の結果を踏まえつつ、その実施を検討する。【新規】
	【首相官邸】 ・従来の夏休み期間中の見学に加え、小・中学生の見学を本年9月から、総理大臣官邸執務に支障のない範囲で毎月2日間（土曜日・日曜日）、抽選により実施することを検討する。見学の拡充回数は年間88回程度を想定する。
	【皇居】 ・従来参観日でなかった土曜日の参観についても、本年度中に実施する。 当日受付のほか、旅行者の便宜を考慮し事前予約も受け付ける。これらにより、一回あたりの参観定員を300人から500人に増加することを想定する。また、多言語音声端末について、対応言語の拡充を予定する（英語に加え、仏語・中国語・韓国語を予定する。）。なお、施設整備のため、月曜日については休園とする。 ・ 乾通りの一般公開の開催期間について、本年度から、春季・秋季のそれぞれ5日から7日間に拡大する。
	【皇居東御苑】 ・本年度以降、 三の丸尚蔵館の増築、富士見多聞の公開、富士見櫓前の開放、江戸城模型の設置を順次実施する。これらに際しては、英語・中国語・韓国語の案内板の新設によるガイダンス機能の強化、音声ガイダンスの拡充、広報の充実等を行う。

・その他の公的施設についても、観光資源として価値のあるものについて、積極的に公開	【京都御所】 ・従来の参観及び一般公開を再編し、試行を経た上で、本年度中に、土曜日・日曜日を含め通年で、入園者数制限のない一般公開を実施する。事前予約は不要とするとともに、希望者には、英語・中国語のガイド案内を実施する。なお、園内整備のため月曜日は休園とする。
	【仙洞御所・桂離宮・修学院離宮】 ・従来の参観日でなかった土曜日（これまで春期・秋期は毎週実施，その他の時期は毎月第三土曜日のみ実施）・日曜日についても、試行を経た上で、本年度中に参観を本格実施する。多言語音声端末について、対応言語の拡充を予定する（英語・仏語・中国語に加え、韓国語・西語を予定する。）とともに、新たに当日受付も実施する。仙洞御所については、参観回数を一日当たり2回から5回に増加する。なお、いずれの施設についても、園内整備のため月曜日は休園とする。
	【御料牧場】 ・本年度中に、年2回程度の地元外からの見学会を試行し、その結果を踏まえ、拡充策を検討する。
	【鴨場】 ・本年度中に、従来の見学会に加え猟期外に年10回程度の地元外からの見学会を試行し、その結果を踏まえ、拡充策を検討する。
	【信任状捧呈に係る馬車列】 ・本年春から、信任状捧呈式の実施に係る閣議決定の期日を捧呈式の一週間前までに行うことを原則とすることにより、広報時期を前倒す（ただし、国会会期中を除く。）とともに、宮内庁及び日本政府観光局（JNTO）ホームページに加え広報媒体の多様化や情報提供先の拡大を図ることにより、周知を強化する。
	【造幣局本局】 ・造幣博物館について、年末年始や展示品入替日等を除き、原則として休日開館を実施する。貨幣工場の見学については、当日受付・事前予約制を併用する。これらについては、本年秋から実施する。
	【東京大学宇宙線研究所スーパーカミオカンデ】 ・事前予約制の一般開放日の創設について、試行した上で、本年度中に拡充策を検討する。予約定員は一日当たり約400人を想定する。また、宇宙線研究所（柏キャンパス）に、一般見学者向け展示コーナーを新設する。
	【首都圏外郭放水路】 ・個人見学の一部（一日当たり3回の個人見学のうち1回）について、調圧水槽見学を中心とした簡易コースで実施することにより、見学者定員を一回当たり25人から50人に増加する。また、新たに毎月1回土曜日に個人見学を実施する。これらについては、本年6月から試行した上で、見学機会の拡充策を検討する。

	【大本営地下壕跡】 ・本年度中に、市ヶ谷台ツアーの経路に、地下壕内部のパネル写真、図面、映像資料等を展示する。また、大本営地下壕に関する資料について、米公文書館、建設工事施工会社等で調査を実施し、展示内容の拡充を図る。
	【日本銀行】 ・本店本館について、事前予約不要かつ英語にも対応した見学枠を新設し、当日立ち寄った外国人・日本人旅行者の見学を可能にする。日本語・英語に加え、中国語のパンフレットを作成して多言語案内の充実を図る。これらについては、本年6月から試行を実施する。
・更なる公開・開放する公的施設について、引き続き検討	―
○地域振興に資する観光を通じたインフラの活用。	―
・インフラを観光資源として公開・開放する取組の充実（公開日、時間、回数、内容充実）	・ダム、長大橋、歴史的な砂防設備、下水道など、世界に誇る土木技術等を観光資源として積極的に活用し、地域振興を図るインフラツーリズムを推進する。また、インフラツーリズムについて、国土交通省内の関係部局が連携した「国土交通省インフラツーリズム推進連絡会」を活用し、推進を図る。【改善・強化】
・民間ツアー会社が有料ツアーメイキングしやすい仕組みの試行導入	
・歴史的土木インフラの活用（万世橋を活用した舟運社会実験等）	
・全インフラツアーを紹介するポータルサイトの機能強化	

文化財の観光資源としての開花

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○従来の「保存を優先とする支援」から「地域の文化財を一体的に活用する取組への支援」に転換（優先支援枠の設定など）。	・「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を本年度当初に策定し、これを踏まえ、文化財単体ではなく地域の文化財を一体とした面的整備や分かりやすい多言語解説など、以下の取組を2020年までに1000事業程度実施し、日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点を全国200拠点程度整備する。【新規】
○「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」（仮称）を策定し、文化財単体ではなく地域の文化財を一体とした面的整備や分かりやすい多言語解説など、以下の取組を2020年までに1000事業程度実施し、日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点を全国200拠点程度整備。	
・支援制度の見直し	―
◇地方自治体等の文化財活用事業の支援に際し、観光客数などを指標に追加	・我が国の歴史・文化を体現する文化財の価値・魅力を外国人旅行者に対して多言語で伝える事業の支援に際し、地方自治体が策定する事業計画の審査指標に観光客数などを追加する。【改善・強化】
◇地域の文化財を一体的に整備・支援	・地域の文化財について、指定・未指定を問わず、その周辺環境も含めて一体的に保存・活用を図るための基本的な指針である「歴史文化基本構想」の地方自治体による策定を支援する。また、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統をストーリーで表現する日本遺産について2020年までに100件程度認定する。さらに、ストーリーを語る上で不可欠な、魅力ある有形・無形の文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信するとともに、日本遺産のブランド化を推進することにより地域活性化を図る。【改善・強化】
◇適切な修理周期による修理・整備	・国宝・重要文化財建造物、登録有形文化財建造物、重要伝統的建造物群保存地区の建造物の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、適切な修理周期による保存修理を行う。【改善・強化】
◇観光資源としての価値を高める美装化への支援	・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までの間、重要文化財建造物の美装化を重点的に図るための「美しい日本探訪のための文化財建造物活用事業」を実施し、国内外の人々に美しい日本の旅を提供する。【改善・強化】
	・文化財建造物等の快適性や安全性を高めるための施設・設備を充実させる「公開活用事業」を実施し、ユニークベニュー等の観光利用の促進を図る。また、宿泊可能な登録有形文化財建造物に関する情報を広く提供する等の事業を展開する。【改善・強化】
◇修理現場の公開（修理観光）や、修理の機会をとらえた解説整備への支援	・国宝・重要文化財建造物、登録有形文化財建造物、重要伝統的建造物群保存地区の建造物の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、適時適切な保存修理や、防災施設整備、耐震対策等の充実を図るとともに、修理現場の公開（修理観光）や修理の機会をとらえた解説整備への支援を行う。【改善・強化】

・観光コンテンツとしての質向上	―
◇わかりやすい解説の充実・多言語化	・美術館・博物館等の文化施設において、展示解説や館内案内板における外国語表示、ICTを活用した情報提供、外国人向け体験メニューの充実等に対する支援を行い、多言語化対応を進めるとともに、「文化財の英語解説の在り方に関する有識者会議」における、ICTの活用や、英語でのわかりやすい解説表示の在り方・ポイント等に関する検討結果を踏まえ、文化財の日本語・外国語での情報発信に対する支援を行う。【改善・強化】
◇宿泊施設やユニークベニュー（※）等への観光活用の促進 *（※）歴史的建造物や公的空間等、会議・レセプション・イベント等を開催する際に特別感や地域特性を演出できる会場*	・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までの間、重要文化財建造物の美装化を重点的に図るための「美しい日本探訪のための文化財建造物活用事業」を実施し、国内外の人々に美しい日本の旅を提供する。【改善・強化】＜再掲＞
	・文化財建造物等の快適性や安全性を高めるための施設・設備を充実させる「公開活用事業」を実施し、ユニークベニュー等の観光利用の促進を図る。また、宿泊可能な登録有形文化財建造物に関する情報を広く提供する等の事業を展開する。【改善・強化】＜再掲＞
◇学芸員や文化財保護担当者等に対する文化財を活用した観光振興に関する講座の新設、質の高いHeritage Manager（※）等の養成と配置 *（※）良質な管理を伴う文化財の持続的活用を行える人材*	・本年度から、学芸員・文化財保護担当者等を対象とする、文化財を活用した観光振興に関する講座を新設する。【新規】
	・質の高いHeritage Managerの養成と配置に資する取組を行い、良質な管理を伴う文化財の持続的活用を行える体制づくりを支援する。【新規】
◇全国の文化財や文化芸術活動を発信するポータルサイトの構築	・全国で展開される文化プログラムに関する情報を多言語で国内外に発信する文化情報プラットフォーム（ポータルサイト）を本年秋頃に構築する。【改善・強化】
◇美術館や博物館における参加・体験型教育プログラム等への支援、ニーズを踏まえた開館時間の延長	・美術館・博物館における観覧者の満足度を向上させるため、参加・体験型教育プログラムの充実や障害者を対象とした鑑賞支援を推進するとともに、ニーズを踏まえた開館時間の延長を促進する。【新規】
◇文化プログラムをはじめとする文化芸術活動との連携　等	・全国で展開される文化プログラムをはじめとする文化情報を多言語で国内外に発信する。【改善・強化】

○文化庁について、地方創生や文化財の活用など、文化行政上の新たな政策ニーズ等への対応を含め、機能強化を図りつつ、数年の内に全面的に京都に移転。	・文化庁について、今後一層の取組強化が求められる地方創生や文化財の活用など、文化行政上の新たな政策ニーズ等への対応を含め、京都という土地柄も活かして機能強化を図りつつ、数年の内に全面的に京都に移転する。【新規】
・地域の文化資源を活用した観光振興・地方創生の拡充に向けた対応の強化	・関係省庁及び京都をはじめとする関西地域の地方自治体、産業界、大学、地域コミュニティ等の官民挙げた協力により、地域の文化資源を活用した観光振興・地方創生の拡充に向けた対応を強化する。【新規】
・我が国の文化の国際発信力の向上	・我が国の文化の国際発信力の向上を図るための手法を本年度中に検討し、実行に移す。【新規】

＜関連施策＞

○世界文化遺産の観光への活用

・2015年度からスタートした「世界文化遺産活性化事業」により、多言語によるガイドツアーや文化財保存修理の見学会、保存修理作業の模擬体験プログラム等の企画、情報発信等の取組を支援し、世界文化遺産が所在する地方への誘客により地域の活性化を図る。【改善・強化】

○観光地域魅力創造の推進

・「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」により、文化財、国立公園、食文化、農業体験等、地域の魅力的な観光資源や学び・体験プログラムを活かした観光地域づくりの取組を支援する。【新規】

○文化芸術資源を活用した地域活性化

・芸術祭開催等の文化芸術活動による観光振興、地域の名産品と文化芸術との融合による新たな商品開発・販売促進を通じた街おこしなど、産学官及び劇場、音楽堂等の連携による地域経済活性化の取組や、それを担う人材育成を行う。【新規】

国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」に。	・世界に通用する美しい自然資源を有する国立公園を外国人や障害者、高齢者等、あらゆる人にとって快適な場所とし、利用を促進するため、ビジターセンターの職員等に対する研修の実施等により受入環境を整備するとともに、アクセス環境、施設情報等の充実及びICTを活用した情報発信の強化を図る。【改善・強化】
	・エコツーリズムを普及・推進するための広報強化を行うとともに、多様なガイド技術を有する優れた人材の養成、優れた自然景観やジオパーク、温泉等の自然資源を活用した魅力あるプログラム開発、外国人向けツアーガイドの育成等のインバウンド対応など、地域における自然観光資源の魅力向上や多様な利用を図るためのエコツーリズム推進等の取組に対し支援を行う。【改善・強化】
	・「自然公園等施設技術指針」を関係機関へ周知し、2020年までに全ての国立公園における統一性・連続性のある標識・サイン等の整備を進め、トイレ等のユニバーサルデザイン対応を図る。また、「自然環境整備交付金」により自治体が行う多言語化のための整備を一層推進するとともに、民間事業者に対しても統一性・連続性のある標識・サイン等の整備を促すため、各国立公園の管理運営計画及び「自然公園公共標識の標準表示例2015年版」等の活用を図る。【改善・強化】
	・2020年度までに全ての国立公園において、デザイン等の統一性を図った切れ間のない誘導案内を行う多言語標識等の整備を推進する。また、早急な対応が必要な自然災害等に係る情報の周知・解説や、避難誘導に係る情報提供の多言語化を進める。【改善・強化】
○「国立公園満喫プロジェクト」として、まずは5箇所の国立公園で、「国立公園ステップアッププログラム2020」（仮称）を策定し、2020年を目標に、以下の取組を計画的、集中的に実施。2020年までに、外国人国立公園利用者数を年間430万人から1000万人に増やすことを目指す。	・「国立公園満喫プロジェクト」として、民間活用により、外国人向け満喫メニューの整備・支援、国立公園における上質感の創出、海外への情報発信強化といった取組を計画的、集中的に実施するため、本年内に、まずは5箇所の国立公園において、「国立公園ステップアッププログラム2020」（仮称）を策定し、国立公園に外国人を呼び込むための以下の取組を開始する。【新規】
・自然満喫メニューの充実・支援	―
◇自然や温泉を活かしたアクティビティの充実 ◇質の高いガイドの育成 ◇ビジターセンターにおける民間ツアーデスクの設置 ◇入場料の徴収 ◇保護すべき区域と観光に活用する区域の明確化　等	・外国人向け自然満喫メニューの整備・支援を行うため、自然や温泉を活かしたアクティビティの充実、質の高いガイドの育成、ビジターセンターにおける民間ツアーデスクの設置等インバウンド受入環境の整備、入場料の徴収、保護すべき区域と観光に関する区域の明確化、ICT活用による観光・安全に関する情報提供等に向けた取組を実施する。【新規】

・上質感のある滞在環境の創出	―
◇ビューポイントを核とした優先改善 ◇エリア内の景観デザインの統一・電線の地中化 ◇質の高い魅力的な宿泊施設等の民間施設誘致（コンセッションの活用など） 等	・国立公園における上質感のある滞在環境を創出するため、ビューポイントを核とした優先改善、エリア内の景観デザインの統一・電線の地中化、集客力アップに資する宿泊施設等の民間施設の誘致に向けた基準の明確化等に向けた取組を実施する。【新規】
・海外への情報発信強化	・関係省庁が連携し、国立公園の魅力を外国人観光客に対して視覚的に訴える映像コンテンツを作成するなど、海外への情報発信の強化に向けた取組を実施する。【新規】
・観光資源の有効活用を目的とした関係省庁や関係自治体の一体的な取組の強化 ・国定公園についても、都道府県の取組を促進	・関係省庁、関係自治体、関係団体等からなる協議会の設置等により、観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組の強化を図る。【新規】

＜関連施策＞

○観光地域魅力創造の推進

・「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」により、文化財、国立公園、食文化、農業体験等、地域の魅力的な観光資源や学び・体験プログラムを活かした観光地域づくりの取組を支援する。【新規】＜再掲＞

景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上のため、以下の取組を実施。	_
・2020年を目途に、主要な観光地（原則として全都道府県・全国の半数の市区町村）で、景観計画を策定（2015年9月末時点で20都道府県、472市区町村にて策定）	・主要な観光地において景観計画の策定を促進し、景観の優れた観光資源の保全・活用による魅力ある観光地づくりを推進する。【新規】
・目に見えるかたちでの景観形成を促進するため、モデル地区を選定し重点支援	_
◇行政界を超えた景観形成を促し、観光サイン等のデザインの統一化等による広域的な景観形成を推進	・景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上のため、目に見える形での景観形成を促進するモデル地区を選定し重点支援する。【新規】
◇広域観光周遊ルート内で「都市周遊ミニルート」を選定し、歴史的道すじの再生、トイレ・休憩施設等の設置、地域のまちづくり団体の活動等をパッケージで重点支援	
・歴史まちづくり法の重点区域などで無電柱化を推進	・観光地の魅力向上、歴史的街並みの保全、伝統的祭り等の地域文化の復興等を図るため、無電柱化を推進する計画を策定するとともに、PPP/PFI手法の活用や低コスト手法の導入に向けた取組により、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（歴史まちづくり法）の重点区域等で無電柱化を推進する。【新規】
○観光資源となっている国営公園の魅力的な景観などを活用し、外国人向けガイドツアーの開催やWi-Fi環境の整備等を推進	・国営公園における魅力的な景観などの観光資源を活用するため、案内サインの多言語化等の環境整備、周辺の観光資源と連携した外国人ガイドツアーの開催、海外への情報発信等を実施する。【新規】

＜関連施策＞

○美しい自然・景観の観光への活用

・京都の東山、嵐山や奈良の大和三山等、日本の歴史的・文化的な景観を形成する森林等について、その景観の保全を図るとともに、外国人旅行者を含む観光客へのPRを強化する。【新規】
・「日本風景街道」の取組の推進等を通じ、地域と道路管理者等が連携した多様な活動や道路景観を美しくする取組を進めるとともに、道路空間の使い方を工夫することにより、景観の美しい、快適なドライブ環境を創出する。【新規】
・コンパクトな車体で環境にやさしい電気自動車である「超小型モビリティ」を活用して、通常の車両では進入困難な観光資源の活用や新たな周遊ルートの創出を図ることで観光地の魅力向上を図りつつ、観光地における環境保全に貢献する。【新規】
・離島・半島地域の資源を活用した新たな観光振興を図るべく、水産資源・景観・伝統・文化など、多様な地域の資源をフル活用した「創生プラン」を形成する。その際、市町村・漁協・観光組合等が地域の関係者をつなげる中間支援組織としての役割を果たすモデル事業を立ち上げる。【改善・強化】
・沖縄の美しい自然や文化を活かし、外国人観光客受入体制強化や独自の観光メニューの提供への支援等、「沖縄振興特別推進交付金」等を通じた沖縄観光の強化を図る。【改善・強化】
・奄美群島及び小笠原諸島の特性を最大限に活かした観光の振興に関する地域の主体的な取組を支援する。特に、奄美群島においては、「奄美・琉球」の世界自然遺産登録を見据えて、歴史的・文化的つながりが強い沖縄県との連携を強化し、交流を活性化するため、交通アクセスの改善を図るとともに、小笠原諸島においては、定期船「おがさわら丸」の代替船の就航に向け、支援を行う。【改善・強化】
・「河川敷地占用許可準則」の緩和措置等を活用した民間事業者によるオープンカフェ・川床の設置など、民間事業者等との連携により、河川空間とまち空間を融合させ、旅行者を魅了する良好な空間の形成を推進する。【改善・強化】

滞在型農山漁村の確立・形成

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○美しい農山漁村において日本の自然や生活を体感し満喫してもらうため、以下の取組を一体的に推進。	_
・「ディスカバー農山漁村の宝」として毎年約20地域を認定し、農山漁村の地域住民の意欲・機運を向上	・強い農林水産業や美しく活力ある農山漁村の実現のため、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化及び所得向上に取り組んでいる優良な事例を「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」として毎年約20地域選定し、全国に発信することにより、農山漁村の地域住民の意欲・機運を向上させる。【改善・強化】
・「食と農の景勝地」として、地域特有の食とそれに不可欠な食材を生産する農林水産業や景観等を活用して訪日外国人をもてなす取組を、2016年度から認定開始し、一体的に海外に発信	・地域の食と、それを生み出す農林水産業を核として訪日外国人を中心とした観光客の誘致を図る地域での取組を「食と農の景勝地」として認定し、そのブランド化を強力に推進することにより、我が国が誇る農山漁村の食の魅力を世界に向けて強力かつ一体的に発信する。【新規】
・食と農の景勝地の認定等と連携し、日本ならではの伝統的な生活体験と非農家を含む農村地域の人々との交流を楽しむ「農泊」を推進し、2020年までに全国の農山漁村で50地域を創出	・日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域全体の人々との交流を楽しむ「農泊」という滞在手段を提供する農山漁村地域を2020年までに全国各地の農山漁村に50地域創出することに向け、体験プログラム構築等の地域の取組の支援、日本の農山漁村地域や「農泊」の魅力の情報発信等を実施する。【新規】
・地域の農畜産物をおみやげとして円滑に持ち出すことができるよう、動植物検疫体制の整備を推進　等	・国・地域別に、動植物検疫上、持ち出しが可能となっている品目の周知を行うため、パンフレットの作成・配布を行う。【改善・強化】
	・主要空港に加え、新千歳空港の旅客ターミナルに輸出検疫カウンターを設置して、円滑に輸出検査を行う体制を構築する。【改善・強化】
	・外国人旅行者が直売所や道の駅などで購入した農畜産物を動植物検疫を経て空港やクルーズ船の寄港地で受け取れる体制を整備する。【改善・強化】
・これらの取組を通じた、インバウンドと農林水産物・食品の輸出の一体的推進 【2020年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の前倒し達成を目指す】	・訪日外国人が帰国後も日本食・食材を消費・購入できるように、訪日外国人に対する観光庁等による各種調査結果の情報を集約し、海外でのプロモーション、商談会、インストアショップの品揃え等に活用する。【新規】

＜関連施策＞

○農業遺産の観光への活用

・農山漁村地域の伝統的農林水産業の価値及び認知度向上を図るため、本年4月に創設した「日本農業遺産」制度について、地域の掘り起こしと認定を行うとともに、「世界農業遺産」認定地域の情報発信を強化する。【改善・強化】

地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○地方における消費税免税店数の目標（現行：2020年に2万店規模へと増加）について、2018年での前倒し達成を目指す（地方部免税店数：2015年10月1日時点1万1137店舗）。	・地方における消費税免税店数の目標を2020年に2万店規模へ増加させるとしていたところ、これを2018年に前倒しする。【改善・強化】
○地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大に向け、2020年までに以下の取組を実施。	―
・2020年までに、計50箇所の商店街・中心市街地・観光地で街並み整備を、計1500箇所の商店街・中心市街地・観光地で外国人受入環境（免税手続カウンター、Wi-Fi環境、キャッシュレス端末、多言語案内表示、観光案内所等）を整備	・全国のインバウンド需要獲得に取り組む商店街・中心市街地・観光地において、免税手続カウンターの設置、Wi-Fi環境整備、キャッシュレス端末整備、外国人コンシェルジュサービスの提供、多言語案内表示、店舗のおもてなし強化等の取組に対して支援を行い、地域の稼ぐ力を引き出すことで地域経済の活性化を図る。また、商店街におけるインバウンド需要獲得のための取組事例を収集・周知し、他の商店街への波及を目指す。【新規】
・市町村が旗振り役となり、地域資源の活用や農商工等連携による、訪日外国人向けの新商品・新サービスの開発（ふるさと名物の開発）を推進し、開発された「ふるさと名物」の応援を市町村が宣言する「ふるさと名物応援宣言」を促進（2020年までに1000件を実施）	・市区町村が旗振り役となり、地域の関係者と連携しながら、「ふるさと名物」を応援することを宣言する「ふるさと名物応援宣言」を促進することで、積極的な情報発信による「ふるさと名物」の知名度向上や、地域ぐるみの取組を通じた「地域ブランド」の育成・強化を図り、地域活性化につなげる。【新規】
	・訪日外国人観光客の地方への誘客を拡大するため、ふるさと名物応援事業を通じて、各地の魅力ある地域資源を活用した商品・サービスの開発や販路開拓を支援する。【新規】
・世界に知られていない、日本が誇るべき優れた地方産品を500選定するとともに、それらに係る国内外での売上の把握手法の検討及びそれを踏まえた2020年の目標設定と海外における販売品目数の現状把握及び2020年の目標設定を行うほか、海外販路開拓を実施（2020年までに20の国・地域で展開）	・まだ世界に知られていない優れた地方産品を500品目選定する「The Wonder 500」を活用し、日本の地域資源の海外への発信や、訪日外国人観光客の誘致につなげていく。このため、事業者による販売事業の進捗を踏まえつつ、国内外での売上の把握手法の検討及び2020年の目標設定を行う。【新規】
	・日本貿易振興機構（JETRO）が、魅力ある地域産品と観光資源を海外に発信し輸出や対日投資につなげる「地域貢献プロジェクト」において、JNTOのメディア招へい事業と連携し、ファムトリップに合わせた体験型プログラム（製作体験、工場見学等）を組み込んで実施し、地方への誘客につなげる。【改善・強化】
・2020年までに、外国人受入可能な伝統的工芸品産地が100箇所以上になることを目指す（現状20箇所程度）	・伝統的工芸品産地に訪日外国人などを呼び込み、製造現場等の見学・体験を通じて、伝統的工芸品の魅力を体感してもらうことで、外国人富裕層等の購買意欲をかき立てるとともに、海外有識者の産地招へい、広報強化を通じ、外国人目線での伝統的工芸品の魅力発信等を行う。【新規】

＜関連施策＞

○地域の消費に係る統計の充実

・地域（都道府県レベル）の旅行消費に係る統計の精度向上のため、既存の統計の見直し、予備調査の実施等を行う。【改善・強化】

○ショッピングエリアを巡るコースの磨き上げ

・本年3月に策定した「全国津々浦々の魅力あるショッピングエリアを巡るコース」について、地域の人気の高い名産品等の海外への発信や免税店化の促進、コースの充実や新設等により、消費の拡大を図る。【改善・強化】

○保税売店の市中展開による買い物魅力の向上

・関税、酒税、たばこ税、消費税の免税を受けることができる保税売店の市中展開を促進するため、市中の保税売店で販売した商品の引渡しに必要な空港内カウンターの設置について、羽田空港・成田空港、福岡空港に加え、関西空港で実現するとともに、その他の空港における引渡カウンターの設置を促進する。【改善・強化】

○北海道における観光消費の拡大

・北海道における、外国人旅行者向けの冷蔵・冷凍国際宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の利用拡大に向けて、通訳サービスによる利用者の利便性向上や帰国後もおみやげ品購入が可能となる「HOP1ECサイト」の利用促進を図る。【改善・強化】

○消費単価の拡大に向けた取組

・地域における外国人旅行客の消費単価の向上を通じ地域経済の活性化を図るため、地域の関係者（商工会議所・商工会、宿泊事業組合、観光協会、商工業者、市町村等）が有識者の協力の下連携して取り組む、新たなサービス等の創出や消費を喚起する魅力的な街並み整備に向けた地域戦略の策定を支援する。【新規】

○地域経済活性化のための地域観光資源の磨き上げ

・地域の中小企業や団体等が、海外ニーズを熟知した外部人材を活用し、魅力ある地域資源の磨き上げ、地域ブランディング、海外での誘客プロモーション・セールス等をプロデュースする取組に対する支援を行う。また、ニューツーリズム振興施策の一環として、地域資源を活用したヘルスツーリズムに係る商品開発やマーケティング、実証実験、プロモーション活動等に積極的に取り組む地域に対する支援を実施する。【新規】

広域観光周遊ルートの世界水準への改善

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○広域観光周遊ルートの世界水準への改善に向け、以下の取組を実施。	―
・修景、体験プログラムの開発等に国から専門家チーム（パラシュートチーム）を派遣	・広域観光周遊ルートに対して、専門家チーム（パラシュートチーム）を派遣することにより、修景、体験プログラム開発等を重点的に実施する。【新規】
・バードウォッチングやホエールウォッチング等の各地域の観光資源を活かしたエコツーリズムをつなぐルートなど、新たな観光需要を創出できる魅力あるテーマ別観光のルートをコンテスト方式で2016年度早期に選定し、集中支援	・エコツーリズム、酒蔵ツーリズム、ロケーションツーリズム等、各地域の魅力ある観光資源をテーマ別につなぐ観光ルートを、コンテスト方式で2016年度早期に選定し、集中支援する。【新規】
・国、地方、民間等が連携した協議会を新たに設置し、道案内の充実など地域固有の魅力の更なる向上策を展開	・観光振興を図ろうとする地域において、道路に係る様々なニーズや課題に対し、国、地方、民間等が連携した協議会を新たに設置し、道案内の充実など地域固有の魅力の更なる向上策を展開する。【新規】
・広域観光周遊ルート内で「都市周遊ミニルート」を選定し、歴史的道すじの再生、トイレ・休憩施設等の設置、地域のまちづくり団体の活動等をパッケージで重点支援	・広域観光周遊ルート内で「都市周遊ミニルート」を選定し、歴史的道すじの再生、トイレ・休憩施設等の設置、地域のまちづくり団体の活動等をパッケージで重点支援する。【新規】
	・観光地の魅力を高め、今後の更なるインバウンド観光需要に対応するため、地域や公共交通と連携し、ビッグデータを活用しながら既存の道路や駐車場の容量・空間を賢く使い、即効性のある渋滞対策を強化する。【新規】
	・訪日外国人の国内訪問地間の流動量や利用交通機関等の実態が把握可能な訪日外国人流動データを整備することにより、広域観光周遊ルートの形成や戦略的なプロモーション施策の企画立案・見直しに資する基礎データとしての活用を促進する。【新規】
	・JETROにおいて、地域の産業を観光資源として発掘し、体験・見学を通じて日本人のものづくりに触れられる「広域産業観光事業」を実施することで、広域観光周遊ルートのモデルづくりを推進する。実施するに当たり、JNTOの協力を得て、メディア関係者の招へい等を通じて対外発信を強化し、産業と観光のプロモーションを実施する。【新規】

＜関連施策＞

○観光地域魅力創造の推進

・「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」により、文化財、国立公園、食文化、農業体験等、地域の魅力的な観光資源や学び・体験プログラムを活かした観光地域づくりの取組を支援する。【新規】＜再掲＞

○「観光立国地方ブロック戦略会議」（仮称）の設置・運営

・地方運輸局において、新たに関係省庁の地方支分部局をメンバーとする「観光立国地方ブロック戦略会議」（仮称）を設置・運営して連携を強化し、各省庁に跨がる課題であっても迅速に解決を図る等、地域における観光行政のワンストップサービス化を推進する。【新規】

東北の観光復興

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○東北の観光復興に向け、以下の取組を実施。	―
・東北6県の外国人宿泊者数を2020年に150万人泊（2015年の3倍）とするため、今後5年間に2000人規模の海外の旅行会社関係者等の招請、交通フリーパスの改善、広域観光周遊ルート形成の促進、旅館の再生・活性化等の取組を実施	・東北6県の外国人宿泊者数を2020年に150万人泊（2015年の3倍）とするため、海外の旅行会社やメディア関係者等の招請、交通フリーパスの改善、広域観光周遊ルート形成の促進、旅館の再生・活性化等の取組を実施する。【改善・強化】
・東北観光の拠点として、仙台市及び仙台空港を含む周辺エリアを「復興観光拠点都市圏」とし、重点的な支援を実施。その成功モデルを東北の各都市に横展開	・東北観光の拠点として、仙台市及び仙台空港を含む周辺エリアを「復興観光拠点都市圏」とし、多言語案内表示板の設置や広域観光案内所の整備など、重点的な支援を実施する。【新規】
・日本初となる全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンとして、東北プロモーションを実施	・日本初となる全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンとして、海外において観光地としての認知度が他地域と比べて低い傾向にある東北を対象として、観光地としての知名度向上を図るための情報発信をJNTOにおいて強力に行い、市場別のニーズにきめ細やかに対応した訪日プロモーションを戦略的に実施する。【新規】
・「東北6県見るもの・食べもの・買いもの100選」として国内外に強力に発信	・「東北6県見るもの・食べもの・買いもの100選」を国内外に強力に発信する。【新規】
・新設する交付金（東北観光復興対策交付金）による観光資源の磨き上げ支援	・体験・滞在プログラムの造成等、地域の観光資源の磨き上げに係る取組について、「東北観光復興対策交付金」により重点的に支援する。【新規】
・オリパラを契機に、被災地を駆け抜ける聖火リレーやホストタウンでの選手との交流等を通じ、復興を成し遂げつつある姿を世界に発信	・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプの誘客等により、大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を目指す地方自治体を「ホストタウン」として広げる取組を東北を含め全国で進めるとともに、ホストタウンに登録された地方自治体の海外への情報発信を支援する。【改善・強化】
・PTA等に対するファムトリップを通じた防災学習も含めた教育旅行の再興	・PTA等に対するファムトリップの実施により東北への教育旅行の再興を促進する。【新規】
	・「東北観光復興対策交付金」等により、地域において行う、防災学習も含めた体験・滞在プログラムの造成等を支援する。【新規】
・コンセッションを通じた仙台空港のLCC拠点化の促進 等	・東北地方へのアクセス充実に向けてLCC等による新規就航等を促進するため、JNTOにおいて、航空会社と連携した共同広告、メディア招請、旅行会社招請等のプロモーションを強化する。【新規】

＜関連施策＞

○「グリーン復興プロジェクト」の推進

・「グリーン復興プロジェクト」として、長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」の早期全線開通を目指すとともに、情報発信拠点となるトレイルセンターや多言語に対応した標識の整備、英語マップの作成等を行う。また、三陸復興国立公園においてビジターセンターの整備を行うなど、自然体験活動を通してエコツーリズムや環境教育を推進する「里山・里海フィールドミュージアム事業」を実施する。【改善・強化】

○新たな復興ビジネスモデルの支援

・個人の体験に基づいた情報の発信・拡散を通して風評被害の払拭につなげるため、東北への外国人の交流人口拡大や受入環境の改善につながる10のビジネスモデルを立ち上げ、東北が全国のモデルとなる観光先進地を目指す新たな試みに官民連携して取り組む。【新規】

視点2. 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

観光関係の規制・制度の総合的な見直し

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○近隣アジア諸国からの訪日旅行者数の増加への受入体制整備、スキーツアーバス事故を踏まえた旅行における安全確保、生産性が高く、国際競争力のある基幹産業の育成・強化の観点から、以下の制度見直しを2017年中に実施。	―
・通訳案内士について 一定の品質確保を前提に、「業務独占規制」の見直しを含め、サービスの供給拡大措置を構築	・多様な旅行者のニーズに対応するとともに、通訳案内サービスの供給量の拡大を図るため、一定の品質確保を前提に、「業務独占規制」等、通訳ガイド制度を見直す。【新規】
・ランドオペレーターについて 利益優先による質の低い旅行商品の提供やダンピング契約による安全性の低下を防ぐため、登録制等により実態把握するとともに、問題ある事業者に適切に指導・監督できる制度の導入	・利益優先の質の低い又は安全性の低い旅行商品が提供されることを防ぐため、ランドオペレーターについて、登録制等の導入により実態を把握するとともに、問題のある事業者に対して適切に指導・監督できる制度を検討する。【新規】
・宿泊業について	―
◇生産性向上： ICT化や自動化、業務運営体制の見直し（マルチタスク化、泊食分離、所有と経営の分離等）、意欲ある事業者の取組の支援	・宿泊施設のインバウンド対応促進事業（Wi-Fi環境整備、多言語対応等）を実施すること等により、ICT化やマルチタスク化等の業務運営体制の見直しによる宿泊業の生産性向上に取り組む。【改善・強化】
	・ホテル・旅館の需要拡大に対応するため、クラウド等のICTを利活用することにより、ホテル・旅館の業務効率化を図る。【新規】
◇多様な宿泊サービスの提供促進： 民泊の活用、施設整備・再生・改修の支援、海外からの投資環境の整備のほか、民間による評価制度の活用を含めた情報表示の徹底	・厚生労働省と観光庁で開催している「民泊サービスのあり方に関する検討会」において検討を進め、本年6月を目途に最終報告書を取りまとめ、同取りまとめを踏まえて必要な法整備に取り組む。【改善・強化】
	・民間資金の呼び水機能を有する「観光地再生・活性化ファンド」を最大限活用し、観光地（温泉街等）の再生・活性化を図り、賑わいを創出する。【改善・強化】
	・宿泊施設の供給を促進するため、宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の運用を明確化する指針を策定し、地方公共団体へ通知を発出し周知を図る。【新規】
	・旅行者の多様なニーズへ対応するため、公平性・中立性に配慮した、民間による宿泊施設の評価制度の導入に向け、評価の実施主体、評価方法等の運営手法の検討や課題の抽出について、宿泊業界とともに取り組む。【新規】

・旅行業について 　第三種旅行業者や宿泊事業者等、地域に密着した事業者が着地型旅行商品を企画・提供しやすい制度の整備	・第三種旅行業者や宿泊事業者等、地域に密着した事業者が着地型旅行商品を企画・提供しやすい制度の整備を図る。【改善・強化】
・観光地再生・活性化ファンド（仮称）について 　観光地や宿泊施設の再生・活性化を図り、官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光地を面的に整備する投資ノウハウ・人材支援に関する機能を安定的・継続的に提供できる体制を整備	・観光地再生・活性化ファンド（仮称）について、観光地や宿泊施設の再生・活性化を図り、官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光地を面的に整備する投資ノウハウ・人材支援に関する機能を安定的・継続的に提供できる体制の整備を検討する。【新規】

＜関連施策＞
○通訳案内士・ガイドへのアクセシビリティの改善

・全国ガイド及び特例ガイド等の登録情報を一元管理したマッチングサイトを構築することにより、訪日外国人旅行者の通訳ガイドへのアクセシビリティを改善し、マーケットの拡大を図る。【改善・強化】

民泊サービスへの対応

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○自宅等を活用した民泊サービスについて、懸念される課題（治安、衛生、近隣トラブル等）に適切に対応しつつ、多様な民泊サービスの健全な普及が図られるよう、「民泊サービスのあり方に関する検討会」において、ルールづくりに向けて検討（本年6月中を目途に最終とりまとめ）し、必要な法整備に取り組む。	・住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊サービス」については、急増する訪日外国人観光客のニーズや大都市部での宿泊需給の逼迫状況への対応及び地域活性化の観点から活用を図ることが求められている一方、感染症まん延防止やテロ防止などの適正な管理、地域住民等とのトラブル防止に留意したルールづくりが求められている。これを踏まえ、「民泊サービス」に係るルール整備等については、厚生労働省と観光庁で開催している「民泊サービスのあり方に関する検討会」において引き続き検討を進め、本年6月を目途に最終報告書を取りまとめ、同取りまとめを踏まえて必要な法整備に取り組む。【改善・強化】

＜関連施策＞
○国家戦略特区制度を活用した多様なニーズへの対応

・「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」の実施状況等について検証を行い、具体的な課題を把握した上で、制度のより一層の利用が図られるよう検討を行う。【改善・強化】

産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○観光産業人材の抜本的育成・強化に向け、以下の取組を実施。	―
・観光経営を担う人材育成	―
◇2020年までにトップレベルの経営人材の恒常的な育成拠点を大学院段階（MBAを含む）に形成（まずは、新たな実践的・専門的プログラムの開発に着手）	・観光産業をリードするトップレベルの経営人材の恒常的な育成拠点を大学院段階（MBAを含む）に形成するために、業界ニーズを踏まえながら産学官において実践的・専門的な教育プログラムの開発に着手する。【新規】
・観光の中核を担う人材育成の強化	―
◇大学の観光学部のカリキュラム変革による、地域観光の中核を担う人材育成の強化（標準カリキュラムの開発に着手）	・地域観光の中核を担う人材育成の強化を図るため、既存の大学観光学部等のカリキュラムの変革に向けた標準カリキュラムの開発に係る調査検証を行う。【改善・強化】
◇2019年度の開学を目指している実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化の際には、観光分野の人材についても産業界のニーズに対応して育成	・実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化については、2019年度の開学に向け、中央教育審議会で本年年央までに結論をまとめ、本年中に所要の制度上の措置を講ずることを目指す。【新規】
・即戦力となる地域の実践的な観光人材の育成強化	―
◇地域の観光分野の専修学校等の活用による人材育成の強化	・地域の観光産業を支える、旅行者の多様なニーズに応える人材を育成するため、専修学校等の教育機関と産業界が連携し、教育プログラムの改善・向上を図る。【改善・強化】

宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供を図るため、以下の取組を実施。	_
・旅館等に対する投資促進	―
◇旅館等のインバウンド対応を支援（費用の1/2補助）	・旅館、ホテル等宿泊施設に対するインバウンド対応促進支援（Wi-Fi環境整備、多言語化対応、NHKワールドTV等のテレビの国際放送設備に係る整備事業に要する経費の1/2（上限100万円）の支援）を行い、訪日外国人旅行者にとって利用しやすくすることにより、宿泊施設不足の解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供を促進する。【新規】
◇官民ファンド、関係機関等からのまちづくりと一体となった投融資及びノウハウ支援	・民間資金の呼び水機能を有する「観光地再生・活性化ファンド」を最大限活用し、観光地（温泉街等）の再生・活性化を図り、賑わいを創出する。【改善・強化】＜再掲＞
・旅館等の空室の有効活用	―
◇クラウド等を活用して地域の実情に沿った旅館等の空室情報の提供体制強化を支援	・ホテル等宿泊施設の高稼働率地域における潜在的な空室情報について、クラウド等を活用して、駅や空港などの観光案内所等の情報拠点や既存の予約サイト等において、強力に情報を発信することを支援することで、既存ストックの有効活用を図る。【新規】
・宿泊産業従事者の人材育成	―
◇経営トップ、中堅幹部、従業員それぞれのプレイヤー向けの育成カリキュラムを創設し、多様なニーズに対応	・観光産業をリードするトップレベルの経営人材の恒常的な育成拠点を大学院段階（MBAを含む）に形成するために、業界ニーズを踏まえながら産学官において実践的・専門的な教育プログラムの開発に着手する。【新規】＜再掲＞
	・地域観光の中核を担う人材育成の強化を図るため、既存の大学観光学部等のカリキュラムの変革に向けた標準カリキュラムの開発に係る調査検証を行うとともに、産学による自立的かつ持続的実施が可能となる仕組みづくりを支援する。【改善・強化】
	・地域の観光産業を支える、旅行者の多様なニーズに応える人材を育成するため、専修学校等の教育機関と産業界が連携し、教育プログラムの改善・向上を図る。【改善・強化】＜再掲＞
・多様なニーズへの対応	―
◇公平性・中立性に配慮した、民間による宿泊施設の評価制度の活用を含めた情報表示の徹底	・旅行者の多様なニーズへ対応するため、公平性・中立性に配慮した、民間による宿泊施設の評価制度の導入に向け、評価の実施主体、評価方法等の運営手法の検討や課題の抽出について、宿泊業界とともに取り組む。【新規】＜再掲＞

・宿泊施設整備の促進	―
◇宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の創設	・宿泊施設の供給を促進するため、宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の運用を明確化する指針を策定し、地方公共団体へ通知を発出し周知を図る。【新規】＜再掲＞
◇古民家の宿泊施設へのリノベーションを実施する事業等に対して地域の資金を活用したまちづくりファンドによる金融支援	・古民家を宿泊施設にリノベーションする事業等に対して地域の資金を活用したまちづくりファンドによる金融支援を行うことについて検討を行う。【新規】

＜関連施策＞

○海外LCC企業等の日本進出支援

・JETROにおいて、海外の有望な観光関連企業（LCC、ホテル、ツアーオペレーター等）を発掘し、日本に誘致するとともに、観光分野の既進出外資系企業に対して、日本企業とのビジネス機会の提供等の支援を実施する。【改善・強化】

世界水準のDMOの形成・育成

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○2020年までに世界水準DMOを全国で100組織を形成するため、以下の取組を実施。	**・日本版DMOの候補となりうる法人を登録し、登録法人に対して関係省庁と連携して、支援の重点実施や相談へのワンストップ対応等を実施する。【新規】**
・情報支援・ビッグデータの活用促進	―
◇クラウドを活用したマーケティングツールである「DMOクラウド」を開発・提供し、「誰でも、簡単に、効率的に」行うことが可能に	・観光地域のマネジメント・マーケティングを「誰でも、簡単に、効率的に」行うことを可能とするシステム・ツール「DMOクラウド」を開発し、DMO形成を行う者に対して提供する。【新規】
◇観光客の宿泊・属性データ、GPSの位置情報やSNS等のビッグデータの、地域の観光関係者による活用を促進	・GPSの位置情報やSNSによる外国人旅行者のつぶやき等のビッグデータの活用による訪日外国人旅行者の動態及び関心事項の調査・分析に基づき、全国各地のDMO等の観光関係者がビッグデータを活用するための手引きを公表する。【新規】
	・サービス産業の生産性向上に向け、市区町村単位で訪日外国人等の宿泊・属性データや地域の観光資源等のビッグデータを集約し、誰でも分析できるようにオープン化した「観光予報プラットフォーム」の普及・拡充を促進する。【新規】
・人的支援	―
◇海外知見も取り入れ、世界最先端の人材育成プログラムを開発・提供	・海外知見も取り入れ、我が国のニーズに対応した人材育成プログラムを策定し、研修を実施するとともに、育成した人材が特定の地域のみならず全国各地で活躍できる仕組を構築する。【新規】
◇専門的な知識を有するマーケッターの地域とのマッチングから、実際の地域派遣まで、一気通貫で支援	・地域の課題となっている人材不足に迅速に対応するため、専門的な知識を有するマーケッターと地域をマッチングさせ、実際の派遣までを一体的に支援する。【新規】
・財政金融支援	―
◇地方創生交付金により、KPIの設定とPDCAサイクルの確立の下、組織の立上げから自律的な運営まで総合的に支援、地域再生法を改正し、同法に基づく交付金として位置付け、安定的・継続的な運用を実現	・関係府省庁が連携して、「地方創生推進交付金」なども活用し、組織の立ち上げから自律的な運営まで日本版DMOに対する総合的な支援を実施する。【新規】
◇官民ファンド、関係機関、広域DMO等が連携・参画する枠組みを案件に応じて設置し、規制改革に関する働きかけを行うとともに、民間による1兆円規模の事業に対する支援を実施	・官民ファンド、関係機関、広域DMO等が連携・参画する枠組みを案件に応じて設置し、規制改革に関する働きかけを行うとともに、民間による1兆円規模の事業に対する支援を実施する。【新規】

＜関連施策＞

○政府系金融機関によるDMOの設立等への支援

・政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工中金、日本政策投資銀行）において、新たに観光産業を行う者及び既存事業者に対する融資や成長資金供給等の支援を行う。具体的には、各種融資制度（日本政策金融公庫の新事業育成・起業のための融資制度、商工中金の観光産業も含めた地域中核企業や地域内で連携した企業への融資制度等）や、日本政策投資銀行等による日本版DMOの設立等のための資金・経営面での支援等を実施する。【新規】

「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○温泉街等のまとまりのあるエリアを一体で丸ごと再生し、観光地としてのポテンシャルを強力に引き出すため、「観光地再生・活性化ファンド」（仮称）の全国での継続的な展開に向け、以下の取組を実施。	－
・地域経済活性化支援機構（REVIC）のファンド組成が可能な間に、民間資金の呼び水機能を有する「観光地再生・活性化ファンド」を最大限活用し、観光地（温泉街等）の再生・活性化を図り、賑わいを創出	・民間資金の呼び水機能を有する「観光地再生・活性化ファンド」を最大限活用し、観光地（温泉街等）の再生・活性化を図り、賑わいを創出する。【改善・強化】＜再掲＞
・それぞれの「観光地再生・活性化ファンド」の活動状況を踏まえつつ、官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援に関する機能をREVICによるファンド組成終了後も安定的・継続的に提供できる体制を整備	・それぞれの「観光地再生・活性化ファンド」の活動状況を踏まえつつ、官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援に関する機能をREVICによるファンド組成終了後も安定的・継続的に提供できる体制の整備を検討する。【新規】

＜関連施策＞
○政府系金融機関によるDMOの設立等への支援

・政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工中金、日本政策投資銀行）において、新たに観光産業を行う者及び既存事業者に対する融資や成長資金供給等の支援を行う。具体的には、各種融資制度（日本政策金融公庫の新事業育成・起業のための融資制度、商工中金の観光産業も含めた地域中核企業や地域内で連携した企業への融資制度等）や、日本政策投資銀行等による日本版DMOの設立等のための資金・経営面での支援等を実施する。【新規】＜再掲＞

次世代の観光立国実現のための財源の検討

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○観光施策を実施するための国の追加的財源を確保するため、観光先進国を参考に、受益者負担による財源確保を検討。	－
・観光立国の実現による経済再生と財政健全化を両立させる観点から、引き続き観光関係予算の適切な確保に努めるとともに、今後のインバウンド拡大等増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するため、国の追加的な財源の確保策について検討を行う	・観光立国の実現による経済再生と財政健全化を両立させる観点から、引き続き観光関係予算の適切な確保に努めるとともに、今後のインバウンド拡大等増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するため、国の追加的な財源の確保策について検討を行う。【新規】
・検討に当たっては、他の観光先進国の取組も参考にしつつ、観光立国の受益者の負担による方法により、観光施策に充てる追加的財源を確保することを目指す	

訪日プロモーションの戦略的高度化

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○オリパラ後も見据えた訪日プロモーションの戦略的高度化に向け、以下の取組を実施。	―
・増額したプロモーション予算を欧米豪へ重点配分（2016年度）	・欧米豪からの旅行者の訪問地域、訪問時期や訴求コンテンツの一層の多様化を図るため、プロモーション対象とするスノーリゾートの拡大、サイクリング、ハイキング、エコツアー等の情報発信強化と商品造成の積極的な働きかけを行う。【改善・強化】
・世界的な広告会社の活用や、海外の知日派による日本版アドバイザリーボードの設置を通じ、観光ブランドイメージを確立	○ビジット・ジャパン事業において、日本の歴史、伝統文化等をテーマにした発信を強化し、質の高い観光地としての日本の観光ブランドイメージを確立するため、以下の取組を行う。【改善・強化】 ・ブランドイメージの確立に向けて、世界的な広告会社の活用や、海外の知日派による日本版アドバイザリーボードの設置及びその知見を活用し、効果的なプロモーションを展開する。 ・BBC、CNN等、欧米豪において影響力のあるメディアにおいて、日本の歴史・伝統文化等を数多く発信する。また、海外の著名人やメダリストに日本の歴史・伝統文化等を体験してもらい、その映像を欧米のキー局で強力に発信する。 ・外国人目線で中長期的に活用する訴求メッセージを開発し、一貫したブランドイメージの下、統一のキャッチコピーやビジュアルを活用した露出を拡大する。 ・有力雑誌等のメディアや旅行会社を日本各地に数多く招請するなどにより、日本の歴史・伝統文化等を強力に発信する。
・海外の著名人やメダリストが各地で日本文化などを体験する様を映像化し、BBCやCNNなど海外キー局で配信	
・自治体のインバウンド誘致活動に対するJNTOの支援体制強化	・JNTOが、各地域にて開催するインバウンド関係者を対象としたセミナー等の機会を活用し、インバウンド誘致活動について各地域の自治体等が直接的に相談できる機会を積極的に設ける。【新規】
・海外市場において、日本各地を順番に集中PRするデスティネーション・キャンペーンを実施	・地方誘客をより一層促進するため、受入環境整備やプロモーションを自ら積極的に行っている地域と連携して、ビジット・ジャパン事業において特定の地域を集中的にプロモーションするデスティネーション・キャンペーンを実施する。第1弾は東北を対象として行う。【新規】
・オリパラを活用して訪日プロモーションの効果が最大限発揮されるよう、以下の取組を段階的に実施	―
	・2019年ラグビーワールドカップを契機とする訪日を促進すべく、欧米豪の旅行会社による、大会に関連した訪日旅行商品の造成を支援する。【新規】
	・文化庁及びJNTOにおいて2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会終了後に本格実施される文化プログラムを活用し、日本の各地域が誇る歴史・文化、マンガ・アニメ等のメディア芸術や食文化等の魅力を、主に欧米豪に向けて強力に発信する。【新規】
	・メディア芸術祭20周年企画展の実施や人材育成を通じ、現代アートやマンガ・アニメ・ゲーム等のメディア芸術の創造・発信を強化する。【改善・強化】
	・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会終了後に関係者協議体を設置し、2020年以降のレガシーを見据えた観光促進策を検討し、施策に反映させる。【新規】

◇2019年ラグビーWCの開催や、2020年オリパラ前後を通じて行われる文化プログラム（beyond 2020プログラム）、ホストタウンでの相互交流などを契機とし、各地方が誇る歴史・文化、マンガ・アニメ等のメディア芸術や食文化等の魅力を、主に欧米豪に向けて強力に発信	・2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会で開催される日本PRイベント「TOKYO 2020JAPAN HOUSE」において、日本各地の観光魅力を発信するほか、関係省庁とJETRO等の関係機関が連携し、日本のものづくり技術やクールジャパンの発信、対日投資を促進するための広報等を実施する。また、観光庁・JNTOにおいて、外国メディアが無料で映像、画像を入手できる映像・画像プラットフォームを構築する。【改善・強化】
	・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプの誘客等により、大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を目指す地方自治体を「ホストタウン」として広げる取組を東北を含め全国で進めるとともに、ホストタウンに登録された地方自治体の海外への情報発信を支援する。【改善・強化】
	・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機に我が国の魅力を世界に発信するため、地域に来訪する選手や観光客等に外国語で道案内を行ったり、地域の歴史や文化を紹介するボランティア人材を育成・普及する仕組みとして、「オリパラアンバサダー」（仮称）導入の検討を進める。【改善・強化】
	・2020年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー創出に資する文化プログラムを国と東京都が一体となって「beyond2020プログラム」として推進し、日本全国での展開、盛り上げを図る。「beyond2020プログラム」を通じて、我が国の文化向上に取り組むとともに、すべての人の当該文化プログラムへの参画の機会を確保するため、バリアフリー対応や多言語対応の強化の促進を図り、企業等の行動に変革を促し、我が国での旅行に対する潜在需要も取り込んでいく。【新規】
◇試合の観戦だけでなく地域の魅力を体験するスポーツツーリズム等の各種の滞在プランを造成し、海外に発信	・スポーツ庁、文化庁、観光庁の三庁において「スポーツ文化ツーリズム百選」（仮称）を選定する。【新規】
	・スポーツツーリズムなどに取り組む地域スポーツコミッションが実施する新たなスポーツイベントの創出や誘致等を支援するとともに、地域における優良事例を収集し横展開を図る。【改善・強化】
	・訪日旅行の目的となる、見るスポーツ、参加するスポーツについて、開催時期、場所等の詳細情報をJNTOのウェブサイト、Facebook等で発信する。【新規】
◇閉会後にも、航空会社と共同広告を展開するなど、オリパラ効果を継続させる官民連携キャンペーンを実施	―
・平昌や北京、2024年オリパラ開催候補国などと連携し、共同キャンペーンを展開	・今後の平昌や北京でのオリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機とし、日中韓3国の観光当局が連携し、米国及び英国をターゲット市場として、3国の現地事務所による「ビジット・イースト・アジア・キャンペーン」の共同プロモーションを実施する。【改善・強化】

＜関連施策＞

○大規模国際競技大会の開催を活用した観光客の誘致

・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やその事前合宿、2019年ラグビーワールドカップ(全国12会場で開催)やそのチームキャンプの他、2017年冬季アジア競技大会、2019年世界女子ハンドボール選手権、2021年世界水泳選手権及び2021年関西ワールドマスターズゲームズなど、日本で開催される大規模国際競技大会等の確実な開催により、各地域に国内外からの誘客を図る。【改善・強化】

・2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2021年ワールドマスターズゲームズ等に向けて、観光とも連動させつつ、スポーツ、文化、ビジネスによる国際貢献や有形・無形のレガシー等について議論・情報発信し、国際的な機運を高めるためのキックオフイベントとしての国際会議を、2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会直後の秋に、京都と東京で開催する。【新規】

○欧米豪を中心とした訪日層の拡大

・個人旅行者の旅行手配におけるオンライン旅行会社の利用率の高まりを踏まえ、海外のオンライン旅行会社との連携を強化し、価格訴求力のあるキャンペーンの共同展開等を実施し、誘客の拡大を図る。【改善・強化】

・JETRO・JNTOは、政府関係機関や業界団体、現地日系企業等と協力し、音楽・食・ファッションなどのクールジャパンとビジット・ジャパンのプロモーションを一体的に行う「JAPAN WEEKEND」を、本年から2017年までの間、新規開催となるアジアの主要都市や、欧米豪市場等において、複数回実施する。【改善・強化】

・海外のビジネス関係者向けに日本の衣食住に関わる商品やサービスの魅力を伝えるため、現代の日本の生活様式を世界に伝える媒体「ジャパニーズライフスタイル」(仮称)をJETROが作成し、訪日体験需要増加にも貢献する。【新規】

○日本各地の観光資源を活用した地方への誘客促進

・全国各地で開発が進んでいる外国語対応が可能な着地型・体験型プログラムを一覧・検索できるページをJNTOウェブサイト内に整備する。【新規】

・東京、大阪、京都を訪問している外国人にその周辺地域に足を延ばしてもらうため、これらの都市を起点として、日帰りや1泊2日で訪問できる観光地やルートをまとめてJNTOのウェブサイトで発信する。【新規】

・現地において高い発信力を有する者を招請し、現地の旅番組などを通じて、おもてなしや地方の魅力、日本の高品質なサービス等に関する情報について海外の隅々にまで発信する。【改善・強化】

・JETROは訪日観光客の拡大に加え、外国企業による対日投資、日本の製品・サービスの海外展開につなげるべく、世界のビジネスリーダーや有力投資家などを地方に招へいすることでビジネス交流を促し、日本の伝統的・先進的なものづくり・サービス等の強みを見せ、体験させ、発信させるプログラム「海外VIPおもてなしツアー」(仮称)を実施する。【新規】

○新たな季節需要・訪日需要の掘り起こし

・各国の訪日旅行のニーズや動向を踏まえた上で、各国の訪日旅行の閑散期及び日本側の閑散期である冬期の訪日旅行需要の底上げを図り、年間を通じた訪日需要を創出する。【改善・強化】

インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○いつでも・どこでも入手しやすい形で情報発信するため、インターネットを活用した以下の取組を実施。	―
・JNTOのウェブページ（2014年度実績10億ページビュー）について、外国人目線で更なる充実を図ると共に、スマホアプリを作成し、外国人観光客が必要とする情報を一元的に発信	・JNTOウェブサイトについて、外国人の視点を取り入れて充実を図るとともに、スマホアプリを作成し、外国人観光客が必要とする情報を一元的に発信する。【改善・強化】
	・ビッグデータやICTを活用して、訪日外国人の行動を調査分析し、専門家の意見等も踏まえつつ、プロモーションに使用する媒体やコンテンツを決定するなどの効果的なマーケティングを実施し、JNTOウェブサイトやFacebookの機能高度化を図る。【新規】
・在外公館等のSNSを活用し、外国メディアでの報道や放映・配信を効果的に拡散	・在外公館等のSNSを活用することにより、外国メディアでの日本事情に関する報道や放映・配信を効果的に拡散する。【新規】
○欧米豪を中心とする富裕層をターゲットとして、旅行先としての日本のブランドイメージを確立するため、以下の取組を実施。	―
・欧米豪の有力なオピニオンリーダー等に特別な日本体験をしてもらい、その映像を海外のキー局で強力に発信	○ビジット・ジャパン事業において、日本の歴史、伝統文化等をテーマにした発信を強化し、質の高い観光地としての日本の観光ブランドイメージを確立するため、以下の取組を行う。【改善・強化】＜再掲＞ ・ブランドイメージの確立に向けて、世界的な広告会社の活用や、海外の知日派による日本版アドバイザリーボードの設置及びその知見を活用し、効果的なプロモーションを展開する。 ・BBC、CNN等、欧米豪において影響力のあるメディアにおいて、日本の歴史・伝統文化等を数多く発信する。また、海外の著名人やメダリストに日本の歴史・伝統文化等を体験してもらい、その映像を欧米のキー局で強力に発信する。 ・外国人目線で中長期的に活用する訴求メッセージを開発し、一貫したブランドイメージの下、統一のキャッチコピーやビジュアルを活用した露出を拡大する。 ・有力雑誌等のメディアや旅行会社を日本各地に数多く招請するなどにより、日本の歴史・伝統文化等を強力に発信する。
・富裕層をターゲットとする海外の有力雑誌等のメディアや富裕層向け旅行商品を扱う海外の旅行会社を日本各地に年間100人招へいし、ストーリー性のある日本の伝統・文化を発信するとともに、ターゲットに刺さる日本向けツアーの造成を促進	・富裕層をターゲットにした旅行業界団体、国際的な旅行商談会主催者等との連携を一層拡大し、日本向けツアーの造成数の増加につなげる。また、海外の有力雑誌等のメディアや富裕層向け旅行商品を扱う海外の旅行会社を日本各地に年間100人招請し、ストーリー性のある日本の伝統・文化を発信するとともに、ターゲットに訴求する日本向けツアーの造成を促進する。【改善・強化】
○在外公館や放送コンテンツ等の活用により日本の魅力を分かりやすく発信し、日本ファンを拡大するため、以下の取組を実施。	―
	・「ジャパン・ハウス」において、関係省庁が連携し、日本の文化体験等に関する情報発信やイベント開催を行う。【改善・強化】
	・外務省と地方自治体が共催して、地方自治体が在京外交団等に対し、自治体の国際的施策等のプレゼンテーション及び物産の展示、観光地の紹介等を内容とするセミナーを複数回開催する。また、在京外交団が地方自治体を訪問し、各地方の文化・産業等施設を見聞するツアーを実施する。【改善・強化】

・在外公館において、準備段階から関係省庁や関係機関と連携しつつ、日本の魅力を広く世界に届け、欧米豪及び大口新興国マーケット、若年層、富裕層を主なターゲットに親日層を開拓	・被災地を含む地方自治体と連携し、海外現地での風評被害の払拭に加えて、各地方の観光地等の魅力を効果的に発信する。【新規】
	・飯倉公館を活用し、外務大臣が地方自治体首長等と共催で在京外交団等に対して地方の魅力を発信し、外国とのネットワーキング構築をレセプション形式により支援する。その際、地方自治体がブースを出展し、地場産品、観光客誘致等のPRを実施する機会も提供する。【改善・強化】
	・在外公館・国際交流基金（JF）による文化事業等を通じ、我が国の多様な文化の魅力を発信することにより、諸外国の日本への興味・関心を高め、訪日需要を喚起する。【改善・強化】
	・JNTOとJFによる本部事務所共用化を見据え、JNTOによる訪日教育旅行促進事業とJFによる海外での日本語教育普及事業を相互に連携させるなど、双方の事業機会や知的資産を有機的に結びつけ、質の高い訪日旅行及び国際文化交流を促進する。【新規】
・アニメ、ドラマといった日本の放送コンテンツを途上国等のテレビ局へ無償で提供（2015年度から開始）	・外務省及び観光庁が連携し、アニメ、ドラマ、ドキュメンタリー等日本の放送コンテンツを海外に無償で提供する際に、日本の各地域の魅力をあわせて発信することで、訪日魅力を効果的に発信し、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への観光客誘致につなげる。【改善・強化】
・観光地をPRするコンテンツ制作や字幕付与等への支援（2020年までに累計1万件）、官民共同の出資を通じて海外での日本コンテンツ専用チャンネルを確保（2020年までに22ヶ国、1.5億人）、NHKワールドTVの受信環境の一層の整備、地域の産品情報やプロモーション動画の発信等により、日本の魅力をPR	・コンテンツの制作、字幕・吹き替え付与やプロモーションに対する支援を実施することにより、日本の地域の魅力をコンテンツを通じて効果的に発信する。【改善・強化】
	・株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）による出資により、広域連携型のDMOの活動と連携することで魅力ある観光地作りを行うための事業や日本コンテンツ専用チャンネルを確保して海外での日本の魅力のPR等を実施する事業に対して支援を行うほか、海外の消費者に対して影響力のある人材を活用した情報発信により日本の高品質なサービス事業のインバウンド需要の拡大等を支援する。【新規】
	・株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）を活用し、我が国の事業者による海外での放送事業を支援することを通じて、日本コンテンツの継続的な発信を促進する。【新規】
	・「放送法」の規定に基づき、NHKにテレビ国際放送（NHKワールドTV）の実施を要請することにより、英語及びその他の言語を用いて日本の文化・産業等の情報や魅力を世界に発信するとともに、関係機関との協力の下、国内外における周知広報や受信環境の整備・改善、放送番組の充実等の取組を一層推進する。【改善・強化】
	・地域産品の海外への販路開拓等に係る情報を一元的に集約した「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」を活用して、日本国内の魅力ある地域産品等の情報を世界に発信し、地域の産品や食をきっかけとして、外国人観光客の地方部への誘致を推進する。【新規】
	・「全国移住ナビ」に掲載された自治体プロモーション動画のうち、優れた作品を多言語化し、2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会で設置される「Tokyo 2020 JAPAN HOUSE」をはじめ、海外において放映することで、日本の地方の魅力を世界に発信する。【改善・強化】
	・総務省、経済産業省、外務省、観光庁、農林水産省等の関係省庁が連携し、コンテンツを海外に展開する際に、日本の各地域の魅力をあわせて発信することで、訪日魅力を効果的に発信し、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への観光客誘致につなげる。【改善・強化】

・日本観光振興協会の国内観光情報サイトの多言語化によって、各観光地の魅力を広くPR	・本年度以降、日本観光振興協会の観光情報サイト「全国観るなび」の多言語化（英語、中国語、韓国語）を順次実施し、各観光地の魅力を広くPRする。【新規】
・新たに製作する番組について、早期の海外展開を可能とするため、放送事業者及び権利者間における権利処理の円滑な実施を支援	・新たに製作する番組について、国内での初回放送以降、早期の海外展開を可能とするため、番組の企画・製作段階から放送事業者及び権利者（著作権者・著作隣接権者）の当事者間における事前の連絡・調整が必要とされていることから、このような放送コンテンツの権利処理の一層の迅速化に向けた当事者間における情報の共有及び連絡・調整の円滑な実施を支援し、対外発信の強化を図る。【新規】
・日本語教育の拡充を通じて親日層を育成し、潜在的な訪日旅行者層を拡大	・JFによる日本語専門家派遣事業、日本語教師・学習者訪日研修等の取組を実施し、海外における日本語教育の質の向上、安定的提供等に寄与する。特に、日本語教師の質・量の不足するASEAN諸国に対しては、JFを通じ、現地の授業の補助等の日本語教育支援を行う「日本語パートナーズ」の派遣を対象国・人数ともに拡大して実施する。【改善・強化】
・日本の伝統文化への理解を深めるため、海外日本庭園の再生プロジェクトを実施	・日本庭園の伝統技術を通じたインバウンド促進や国際交流を推進するため、海外日本庭園の再生を目的として我が国の造園技術者を定期的に派遣する仕組みの構築に向けて、海外日本庭園の現状や派遣可能な専門技術者に関する情報収集を進める。【新規】

＜関連施策＞

〇風評被害を最小限に抑えるプロモーション

・災害発生から一定期間が経過し、当該地域の安全性が確保されるようになった後は、引き続き正確な情報を発信するとともに、被災地域の自治体等と連携し、必要に応じて、風評被害を最小限に抑えるべく、訪日プロモーションを実施する。【新規】

〇観光分野における多国間枠組みへの貢献

・国連世界観光機関（UNWTO）やASEAN＋3をはじめとする観光分野における多国間関係の枠組みにおいて主導的な役割を果たす他、我が国のインバウンド観光政策等のベスト・プラクティスを紹介・共有する等、加盟国・地域のインバウンド観光政策の向上に積極的に貢献する。さらに、UNWTOにおいては2015年の執行理事国就任を契機として、我が国の観光政策等を積極的にインプットするため、UNWTO・観光庁との共催による国際会議を国内で開催する。【改善・強化】

〇二国間関係の強化による双方向交流の拡大

・主要国政府間でハイレベルでの観光に関する政策対話を引き続き精力的に進めるとともに、駐日外国公館や外国政府関係機関等と情報交換等を行い、観光分野における二国間関係の強化を図ることに加え、旅行関係団体と密に連携を取ることでインバウンド・アウトバウンド双方向での交流拡大（ツーウェイツーリズム）を更に進める。【改善・強化】

〇先住民族としてのアイヌ文化等の発信

・アイヌ文化復興の取組の要である「民族共生の象徴となる空間」への年間目標来場者数を、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の効果等を見込んで100万人とし、海外に向けたアイヌ文化等の情報発信や空港等における展示を充実させるなど、PR活動等の強化を図る。【改善・強化】

〇外国メディア招へいやフォーリン・プレスセンターも活用した情報発信

・外国メディア関係者を招へいし、海外への情報発信を支援するとともに、公益財団法人フォーリン・プレスセンターを通じ、地方自治体の対外発信及び外国メディアの国内取材活動を支援する。【改善・強化】

MICE誘致の促進

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○MICEの誘致促進に向け、政府レベルで支援する体制を構築するため、関係府省連絡会議を年内に新設し、以下の取組を実施。	・MICE誘致・開催を政府横断的に支援するため、観光庁が事務局となり、年内に「MICE推進関係府省連絡会議」（仮称）を設置し、政府横断的に支援するMICE案件について支援策の検討等を進める。【新規】
・レセプションでの国立施設の使用許可	・ユニークベニューの利用拡大・普及促進のため、施設管理者と利用者のニーズの齟齬や課題を整理し、施設側とも課題について情報共有を行う。また、海外の先進事例、特に国や政府関連施設のユニークベニューの運営方法等を調査し、国内の公的施設をユニークベニューとして活用する上での方策を検討する。【新規】
・ポスト・コンベンション/展示会向け施設の拡充	・ユニークベニューの利用拡大・普及促進のため、施設管理者と利用者のニーズの齟齬や課題を整理し、施設側とも課題について情報共有を行う。【新規】＜再掲＞
・グローバル企業のビジネス活動を支える会議施設等の整備への支援　等	・グローバル企業のビジネス活動を支える会議施設、外国語対応医療施設等について、これらの施設を整備する民間都市開発事業に対する支援制度を創設するとともに、民間都市開発推進機構の金融支援（共同型都市再構築業務・メザニン支援業務）を拡充することにより、当該施設の整備を促進する。【新規】
	・MICEの意義を幅広い層に説明する観点から、MICE主催者や参加者に対し、アンケート調査等によるデータの収集を行い、MICEの経済波及効果を調査する。【新規】
	・インセンティブ旅行のデスティネーションとして日本をPRするための都市の情報を集めた情報集約サイトを構築し、インセンティブ旅行の誘致を促進する。また、海外からのインセンティブ旅行のベストプラクティスについて、表彰を行い国内外での周知を図る。【新規】
	・国内外のステークホルダーに対し、国内主催者向けセミナーや海外MICE見本市等あらゆる機会を活用し、MICEブランドの周知及びプロモーションについての検討を行う。【新規】
	・国際的に有力なMICE主催者との関係を構築してMICEデスティネーションとしての日本のプレゼンスを上げる観点から、JNTOはMICEの国際団体が主催するイベントや商談会等への参加及びこれら団体の理事会の日本開催を通じ、グローバルネットワークの構築・強化を図る。【新規】
	・コンベンションビューローのMICE誘致に関して国際競争力・体制強化のために、グローバルMICE強化都市に対して、マーケティングの高度化に向けた支援事業を実施する。加えて、国内のコンベンションビューローの誘致競争力を高めるために、海外におけるコンベンションビューローの誘致に向けた取組の調査を実施する。【新規】
	・JNTOは、各地方自治体のコンベンションビューローと連携し、大学教員・研究者等国際会議主催者及び大学・学協会事務局を対象とするセミナー等を実施し、国際会議誘致・開催の重要性の普及・啓発を行い、大学教員・研究者が国際会議の誘致・開催に取り組みやすい環境の整備を促進する。【新規】
	・日本国内で開催されるイベントに積極的に訪日外国人を呼び込み、インバウンド効果を最大限に実現させるため、イベントに関する情報提供をJNTOのネットワークを活用し実施する。【新規】
	・観光庁・JNTOが中心となって行うMICE誘致に向けて、JETROは連携して地域の生産現場の見学、企業関係者との意見交換会、ファムトリップ等の産業観光プログラムの充実を図る。【改善・強化】

○将来的に、官民連携の横断組織を構築し、オールジャパン体制での支援を実施	_

＜関連施策＞
○IRについての検討

・統合型リゾート（IR）については、観光振興、地域振興、産業振興等に資することが期待されるが、その前提となる犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないための制度上の措置の検討も必要なことから、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」の状況やIRに関する国民的な議論を踏まえ、関係省庁において検討を進める。

ビザの戦略的緩和

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○訪日に当たってビザが必要な国・地域のうち、インバウンド観光の観点から潜在力の大きな市場をターゲットに、以下の取組を実施。	・ビジット・ジャパン事業の重点20カ国・地域のうち、訪日に当たってビザが必要な5か国（中国・フィリピン・ベトナム・インド・ロシア）を対象に、政府全体で、プロモーションによる認知度向上や受入環境の整備と連携して、ビザ緩和を戦略的に実施する。【新規】
・ビジット・ジャパン事業の重点20カ国・地域のうち、訪日に当たってビザが必要な5か国（中国・フィリピン・ベトナム・インド・ロシア）を対象に、政府全体で、プロモーションによる認知度向上や受入環境の整備と連携して、ビザ緩和を戦略的に実施	・中国向けのビザ発給要件の緩和（数次ビザに係る商用目的・文化人・知識人の対象拡大、有効期間の最長10年への延長及び一定範囲の大学の学生等に対するビザ申請手続の簡素化）の決定を踏まえ，今夏までに実施に移す。【新規】
	・ロシア向けの数次ビザ発給要件の緩和（商用目的・文化人・知識人の対象拡大、有効期間の最長5年への延長等）を早期に実現する。【新規】
	・インド向けのビザ発給要件の緩和（一定範囲の大学の学生等に対するビザ申請手続の簡素化）を早期に実現する。【新規】
	・訪日外国人旅行者の増加に対応し，外国人旅行者が我が国へのビザ申請を円滑に行えるよう，在外公館のビザ審査に係る必要な物的・人的体制の整備に取り組む。【改善・強化】
	・戦略的にビザ緩和を実施した国において、プロモーションを集中的に実施する。【改善・強化】

訪日教育旅行の活性化

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○訪日教育旅行者の数値目標（2020年までに4万人から5割増）の早期実現に向け、以下の取組を実施。	－
・地域における調整・相談窓口の構築及び地域の観光部局と教育部局の連携の促進	－
◇地域の観光部局が中心となって訪日教育旅行の受入側と来訪側のマッチングを実施する等のために必要な体制整備を促進	・観光庁は文部科学省と連携し、訪日教育旅行の受入側と来訪側のマッチングに関する先進的取組及びノウハウを収集し、地域の観光部局や教育部局等の関係者に共有を図る。【新規】
◇地域の観光部局と教育部局の役割分担を明確化するとともに、共通理解の醸成を図るよう周知徹底	・観光庁と文部科学省が連携し、地域の観光部局と教育部局の役割分担を明確化するとともに、共通理解の醸成を図るよう、周知徹底を行う。【新規】
・海外と地域をつなげる一元的な相談窓口をJNTOに設置	・訪日教育旅行に関する一元的な相談窓口をJNTOに設置し、海外のニーズを地域に紹介する等、受入側と来訪側のマッチング等を実施する。【改善・強化】
・訪日教育旅行に対する理解の促進	－
◇訪日教育旅行の教育的意義について教育部局・学校に対し理解を促進	・一元的な相談窓口の設置等を踏まえて、訪日教育旅行の教育的意義について、教育部局・学校に対し理解を促進するための周知を行う。【新規】
◇スーパーグローバルハイスクール（SGH）の審査において、国際交流の一つとして訪日教育旅行を評価	－
◇海外の学校関係者等を対象としたセミナーを開催	・台湾をはじめとする訪日教育旅行に関心のある市場において、海外の学校関係者等を対象として、セミナーを開催する。【新規】
◇海外のニーズ把握や受入側学校との調整において配慮すべき事項を発信	・JNTOにおいて、海外のニーズを把握し、受入側学校との調整において配慮すべき事項等を積極的に情報発信する。【新規】
・訪日教育旅行を、東北をはじめとする地方へ誘致するためのプロモーションを集中的に展開	・台湾をはじめとする訪日教育旅行に関心のある市場において、訪日教育旅行を取り扱う旅行会社等を対象として、日本各地域への招請事業等を実施するなど、東北をはじめとする地方へ誘致するためのプロモーションを集中的に展開する。【改善・強化】

観光教育の充実

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○観光・旅に関する教育の充実に向け、以下の取組を実施。	―
・総合的な学習の時間等において、子どもたちが地元や日本各地の歴史や文化の魅力的な観光資源等を理解し、関心を持ち、その魅力を実感・発信できる機会の増加につながるような、教材・事例集等の作成及び普及	・学校教育において、子どもたちが地元や日本各地の魅力的な観光資源を理解し、関心を喚起することができる教材・事例集等を作成する。【改善・強化】
・高等学校において、現在は選択科目である地理を共通必履修科目「地理総合」（仮称）とするよう検討	・高等学校における新しい必履修科目としての「地理総合」（仮称）の設置等に向けて中央教育審議会において検討しており、本年度中を予定に結論を得る。【改善・強化】

＜関連施策＞

○若者世代の旅行需要喚起

・「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」を活用し、地域における着地型旅行商品作りに若者を参画させる取組を支援することにより、若者世代の興味・関心を喚起させる新規性のある魅力的な商品の造成を促す。【新規】

○若者や学生の観光をテーマとした教育機会の充実

・若年層の観光需要を創出するため、若者に旅の意義や素晴らしさを伝える「若旅★授業」について、各地方運輸局等と連携し、首都圏のみならず地方部を含めた全国展開を図るとともに、若者世代の興味・関心を喚起する旅行商品の造成等の支援を実施する。【改善・強化】
・地域の観光資源が集まる「道の駅」において、観光や地域振興を学ぶ学生の課外活動やインターンシップの場として活用する大学連携の取組を拡大していく。【改善・強化】

若者のアウトバウンド活性化

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
〇若者の旅行費用を軽減するなど、アウトバウンドの活性化に向け、以下の取組を実施。	―
・旅行業団体等と連携し、若者割引等のサービスの開発・普及により、若年層の海外旅行を更に促進	・若者のアウトバウンド活性化を図るため、旅行業団体等との旅行費用軽減に向けた議論を開始し、若者割引等のサービスの開発・普及の促進に取り組む。【新規】
・関係省庁と旅行業団体による若者のアウトバウンド活性化に向けた議論を開始し、2016年度内を目途に結論を得る	・関係省庁と旅行業団体による若者のアウトバウンド活性化に向けた議論を開始し、本年度内を目途に結論を得る。【新規】

＜関連施策＞

〇観光分野における多国間枠組みへの貢献

・国連世界観光機関（UNWTO）やASEAN＋3をはじめとする観光分野における多国間関係の枠組みにおいて主導的な役割を果たす他、我が国のインバウンド観光政策等のベスト・プラクティスを紹介・共有する等、加盟国・地域のインバウンド観光政策の向上に積極的に貢献する。さらに、UNWTOにおいては2015年の執行理事国就任を契機として、我が国の観光政策等を積極的にインプットするため、UNWTO・観光庁との共催による国際会議を国内で開催する。【改善・強化】＜再掲＞

〇二国間関係の強化による双方向交流の拡大

・主要国政府間でハイレベルでの観光に関する政策対話を引き続き精力的に進めるとともに、駐日外国公館や外国政府関係機関等と情報交換等を行い、観光分野における二国間関係の強化を図ることに加え、旅行関係団体と密に連携を取ることでインバウンド・アウトバウンド双方向での交流拡大（ツーウェイツーリズム）を更に進める。【改善・強化】＜再掲＞

視点３．すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、20分以内の目標を目指すことなどを踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、以下の取組を実施。	・世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、本年度において空港での入国審査待ち時間20分以内の目標を目指すことなどを踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、以下の取組を実施する。
・入国審査待ち時間を活用したバイオカート導入による個人識別情報の事前取得 （2016年中に、関西・高松・那覇にて実施、以降拡大）	・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカートを本年中に特に効果が高い関西、高松、那覇の各空港に導入するとともに、以後、拡大を目指す。【新規】
・出発地空港で個人識別情報を事前取得し、入国時の手続を簡素化するためのプレクリアランス（事前確認）を早期に実現 （2017年度以降の早期の運用開始を目指す）	・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）の2017年度以降の早期実現に向けて具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を加速する。【改善・強化】
・信頼できる渡航者（トラスティド・トラベラー）として、ビジネス客のみならず、外国人観光客等の自動化ゲートの利用を実現 （2020年までの実施を目指す）	・出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」（トラスティド・トラベラー）として特定し、自動化ゲートの対象とする制度について本年中に導入するとともに、導入後の運用状況を検証しつつ、対象者の更なる拡大を目指す。【改善・強化】
・日本人の出帰国手続において、世界最高水準の顔認証技術を導入 （2018年度以降早期の導入を目指す）	・日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けて必要な準備を進め、2018年度以降早期に導入し、日本人の自動化ゲート利用の大幅な拡大を目指す。【改善・強化】
・外国人の出国手続において自動化ゲートの利用を拡大 （入国時に提供された指紋情報を活用し、出国時に自動化ゲートが利用できるよう、速やかに検討）	・我が国の空港における出国手続に要する時間を短縮するため、外国人の入国時に提供を受けた指紋情報を活用し、出国時の自動化ゲート利用を可能とすべく、具体的な利用対象者の範囲や実施方法等の検討を進める。【新規】
・入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間をインターネット上で公開できるよう、速やかに検討し、年内に結論を得る	・入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間をインターネット上で公開できるよう、速やかに検討し、年内に結論を得る。【新規】
○出発時の航空保安検査に係る旅客の負担を抑え、検査の円滑化を図りつつ厳格化を実現するため、以下の取組を実施。	－
・欧米等で導入が進んでいる先進的な保安検査機器（ボディスキャナー）を導入 （2016年度に成田・羽田・関西・中部に導入し、2020年度までに主要空港へ順次拡大）	・国際テロの脅威が高まる中で、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や訪日外国人の急増を踏まえ、出発時の航空保安検査の円滑化を図りつつ厳格化を図るため、先進的なボディスキャナーを同大会までに国内の主要空港に順次導入することとし、まずは、本年度中は成田・羽田・関西・中部の4空港に導入する。【改善・強化】

＜関連施策＞

○出入国審査ブース・CIQ体制の充実

・訪日外国人旅行者の更なる増加に対応し、外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設やCIQに係る予算・定員の充実を図り、必要な物的・人的体制の整備を進める。【改善・強化】

○ファーストレーンの整備促進

・国際会議の参加者や重要ビジネス旅客の空港での入国手続の迅速化を図るため、2015年度にファーストレーン設置が実現した成田空港・関西空港の運用状況を見ながら、対象範囲の拡大等利用者の利便性改善に努めるとともに、羽田空港を始めとする国内の他の主要空港における早期導入の検討を進める。【改善・強化】

○乗客予約記録の分析・活用の高度化等

・増加する旅客の円滑な入国と国の安全を確保するための水際対策を両立させるため、税関・入国管理当局において、全ての乗客の乗客予約記録（PNR:Passenger Name Record）の電子的な取得を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を図る。あわせて、情報を迅速かつ的確に最大限活用するために、関係機関との連携を強化し、必要な情報が迅速かつ的確に共有されるための情報共有体制の構築を図るほか、入国審査時に提供を受けた顔画像とテロリスト等の顔画像情報とを照合する顔画像照合機能の活用強化等を推進する。【改善・強化】

民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○遊休不動産の活用や規制の改革等により、民間のまちづくり活動、都市開発を促進し、一体的にまちを再生・活性化。	―
・ボトルネックとなっている宿泊施設、観光バス乗降場等の整備促進	―
（宿泊施設整備の促進）	―
◇宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の創設	・宿泊施設の供給を促進するため、宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の運用を明確化する指針を策定し、地方公共団体へ通知を発出し周知を図る。【新規】＜再掲＞
◇古民家の宿泊施設へのリノベーションを実施する事業等に対し、地域の資金を活用したまちづくりファンドによる金融支援	・古民家を宿泊施設にリノベーションする事業等に対して地域の資金を活用したまちづくりファンドによる金融支援を行うことについて検討を行う。【新規】＜再掲＞
（観光バスの駐停車対策）	―
◇待機ニーズとのマッチングにより空き駐車場等を「賢く使う」観光バス緊急対策	・地域が行う道路外における「空き空間」を有効活用した観光バスの駐停車スペースの確保に関する取組について支援する。【新規】
◇容積率緩和制度も活用し民間都市開発におけるバス乗降場の一体的整備	・民間都市開発における観光バス乗降場の一体的整備を誘導するため、容積率緩和制度の活用を促進する。【新規】
・公共空間に「稼ぐ」視点を導入	―
◇公共デジタルサイネージへの広告掲出に係る屋外広告物規制の運用の弾力化	・公共デジタルサイネージについて、広告収入の管理費等への充当等を条件に広告掲出を可能とし、その設置を促進するため、広告物規制の運用弾力化を促す。【新規】
◇都市公園内に設置される民間施設からの使用料など収益を公園管理費に充当する仕組みの構築	・都市公園内の施設で得られた収益を管理の質の向上に充当する仕組みなどの先進的な事例の周知等により、官民連携によるまちの賑わい創出、都市公園のサービス水準の向上を促進する。【新規】

・都市公園の占用特例により、民間の観光案内所等の設置を促進	・観光案内所等を都市公園内に設置できる占用特例制度の創設・活用促進を行う。【新規】
・グローバル企業のビジネス活動を支える会議施設、外国語対応医療施設等の整備や拠点駅及び周辺における統一的な案内サイン、バリアフリー化等整備への重点支援	・グローバル企業のビジネス活動を支える会議施設、外国語対応医療施設等について、これらの施設を整備する民間都市開発事業に対する支援制度を創設するとともに、民間都市開発推進機構の金融支援（共同型都市再構築業務・メザニン支援業務）を拡充することにより、当該施設の整備を促進する。【新規】＜再掲＞
	・拠点駅及びその周辺を対象に、関連する地方自治体、交通事業者、都市開発事業者等からなる協議会に対し、統一的な案内サインの整備等を支援し、わかりやすく使いやすい歩行空間のネットワーク等の構築を促進する。【新規】
・日本の都市の魅力を海外に発信するシティ・フューチャー・ギャラリー（仮称）構想の推進	・日本の都市の魅力を発信し、インバウンド需要の取り込み、都市開発の海外展開につなげるため、世界都市・東京などの成り立ちや都市開発の変遷、また未来図を一元的に体感できる場の創設に向けてシティ・フューチャー・ギャラリー（仮称）構想の検討を進める。【新規】

＜関連施策＞

〇道路空間と観光の連携の推進

・道路空間の再編による歩道の拡幅等により道路空間の利便性や快適性の向上を図り、地域の観光資源を活かした賑わいの場を創出する。また、道路協力団体等、道路空間を利活用する団体との連携を推進する。【新規】

キャッシュレス環境の飛躍的改善（海外発行カード対応ATMの設置促進を含む）

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○3メガバンクの海外発行カード対応ATMについて、従来、2020年までに、全ATM設置拠点の約半数で整備（計約3千台）する方針であるが、これの大幅な前倒しを要請（2018年中にその大半を設置）するほか、以下の取組を実施。	・3メガバンクの海外発行カード対応ATMの整備について、その大半の大幅な前倒しを要請する。また、ATM設置に有用なデータを提供し、ニーズが高い場所での優先的な設置を行う等の戦略的な取組を促すとともに、取組状況をフォローアップする。【改善・強化】
・地方銀行も、既存の海外発行カード対応ATMの設置状況も踏まえつつATM設置を進め、メガバンクの上記取組とあわせて、海外発行カード対応の環境が整っていない観光地の解消を目指す	・地方銀行に対しても、3メガバンクと同様に海外発行カード対応ATM設置に有用なデータを提供し、海外発行カード対応の環境が整っていない観光地へのATMの設置を促すとともに、取組状況をフォローアップする。【改善・強化】
・利用可能なATMの場所について、JNTOホームページによる情報提供を強化	・海外発行クレジットカード等が利用可能なATMの情報を、JNTOのホームページや海外ガイドブック等で提供する。【改善・強化】
○2020年までに、外国人が訪れる主要な商業施設、宿泊施設及び観光スポットにおいて、「100%のクレジットカード決済対応」及び「100%の決済端末のIC対応」を実現することを含め、以下の取組を実施。	・2020年までに、外国人が訪れる主要な商業施設、宿泊施設及び観光スポットにおいて「100%のクレジットカード決済対応」及び「100%の決済端末のIC対応」を実現するため、クレジットカード決済・IC対応端末の普及を促進する。【新規】
・先進的なサービス・決済等を提供できるプラットフォームを構築し、1台の端末、カード等で利用可能な仕組みを2020年までに社会実装するとともに、生体認証による個人認証などについても普及を支援	・訪日外国人の属性情報・行動履歴等を事業者間で活用することを可能にする「おもてなしプラットフォーム」を構築し、様々な事業者が訪日外国人から提供される情報を活用した高度で先進的なサービス、決済等を体験できる環境を整備し、当該仕組みを2020年までに社会実装する。本年度においては、企業・団体等が特定の地域等で構築する事業者間連携のためのプラットフォームと、それらの地域等で構築される複数のプラットフォームを接続し、より広い事業者間連携を可能とするプラットフォームについて、それぞれ実証を行う。【新規】
・「クレジット取引セキュリティ協議会」（官民の約40事業者等で構成）において策定した「実行計画」の円滑な実施を促進するとともに、その実効性を確保するため、必要な法制上の措置（加盟店等におけるセキュリティ対策の義務化等）を検討	・クレジットカードを安全に利用できる環境整備を推進するため、2020年までに「クレジット決済端末の100%のIC対応」の実現等、国際水準のセキュリティ環境の実現を目指し、クレジット取引に関係する事業者等が策定した「実行計画」の円滑な実施を促進するとともに、その実効性を確保するため、加盟店等におけるセキュリティ対策を義務づけることを含め、必要な法制上の措置を講ずる。【新規】

通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○通信環境の飛躍的向上のため、以下の取組を実施。	―
・2020年までに、主要な観光・防災拠点における重点整備箇所（推計29000箇所（※））に、無料Wi-Fi環境の整備を推進 *（※）箇所数は今後さらに精査*	・主要な観光・防災拠点における重点整備箇所（推計29000箇所（※））において、無料Wi-Fi環境の整備を推進する。（※箇所数は今後さらに精査）【改善・強化】
・災害用統一SSID（※）を利用した災害時におけるキャリアWi-Fiを含むWi-Fiの無料開放を促進 *（※）Service Set identifier の略。Wi-Fiにおけるアクセスポイントの識別名。*	・災害時における携帯電話事業者Wi-Fiを含むWi-Fiの無料開放を促進するため、地方自治体、観光施設等のエリアオーナー等に対して災害用統一SSIDの周知・広報を行う。【新規】
・2018年までに、20万箇所以上で、事業者の垣根を越えてシームレスにWi-Fi接続できる認証連携の仕組みを構築	・「無料公衆無線LAN整備促進協議会」を活用し、2018年までに既設のWi-Fiアクセスポイントの有効活用を推進すること等により、20万箇所以上で、事業者の垣根を越えてシームレスにWi-Fi接続できる認証連携の仕組みを構築するとともに、外国人旅行者に分かりやすい共通シンボルマーク「Japan. Free Wi-Fi」の普及・活用を図る。【改善・強化】
・2020年までに、プリペイドSIM販売拠点を倍増させ、無料Wi-Fi環境と相互補完的に通信環境全体を改善（複数国からの国際便が乗り入れる全ての空港（21箇所）、訪日外国人が訪問する拠点の店舗数1500箇所）	・2020年までのプリペイドSIM販売拠点の倍増に向け、複数国からの国際便が乗り入れる空港や、訪日外国人が訪問する拠点の店舗においてSIM販売拠点の拡大に取り組むとともに、JNTOのウェブサイトを活用して外国人旅行者に対して販売拠点の周知を図る。【改善・強化】
	・ オリンピック・パラリンピック大会開催会場が集まる選手村の周辺8km程度の範囲や空港と都心を結ぶ路線をはじめ、鉄道や空港アクセスバス・高速バス等において、列車内など移動中でも情報の円滑な収集・発信ができるよう、駅外の観光施設等との接続の連続性を確保することに留意しつつ、外国人旅行者が利用しやすいWi-Fi環境の整備の取組を進めるとともに、SIMカード・モバイルWi-Fiルーターのサービスの促進、国際ローミング料金の低廉化を通じて多面的な通信環境の改善を図る。【改善・強化】
・新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間の解消を加速	・新幹線トンネル内において携帯電話が利用できるようにするため、「電波遮へい対策事業」により、未対策トンネルの対策を強化する。【新規】
○誰もが一人歩きできる観光の実現等に向け、以下の取組を実施。	―
・2020年までに、病院・商業施設等における多言語音声翻訳システムの社会実装化	・世界の「言葉の壁」をなくしグローバルで自由な交流を実現する「グローバルコミュニケーション計画」を着実に進めるため、多言語音声翻訳技術の精度を向上させるとともに、旅行会話に加え、減災・防災分野や生活分野への技術の拡大を図る。また、多言語音声翻訳システムの認知度向上と更なる普及拡大に向けて、地方の商業施設や観光地等での実証実験を行う。【改善・強化】
・2020年までに、「IoTおもてなしクラウド事業」において、交通系ICカードやスマートフォン等を活用し、外国人旅行者への言語等の個人の属性に応じた観光・交通情報、災害情報等の選択的配信についての実証実験を経て、社会実装化し、利便性のあるICT環境を構築	・交通系ICカードやスマートフォン、デジタルサイネージ等と共通クラウド基盤を連携・活用し、外国人旅行者に対して、災害時等の緊急時の一斉情報配信や言語等の個人の属性に応じた情報提供、支払手続の簡略化等についての実証実験（IoTおもてなしクラウド事業）を行い、小売、交通、宿泊等における利便性向上等に資する基盤を構築し、2020年までに社会実装を行う。【改善・強化】
・オープンデータ・ビッグデータ利活用のモデルケースとして観光分野を重点的に取り上げ、観光ビッグデータの利活用を推進	・観光分野におけるビッグデータ・オープンデータ利活用のモデルケース構築を目標に、観光分野のデータ利活用を推進している地域の取組を調査し、社会実証を行うための要件について検討を行う。【新規】

・センサーを含めたIoT実証テストベッドへの支援を通じ、IoTを活用した革新的な観光ビジネス・サービスモデルの創出を後押し	・センサーを含めたIoT実証テストベッドへの支援を通じ、IoTを活用した革新的な観光ビジネス・サービスモデルの創出を支援する。【新規】
・サービス産業の活性化・生産性向上に向け、サービスの質を「見える化」する「おもてなし規格」を作り、2020年までに30万社による認証の取得を目指すとともに、国際標準化を目指す	・我が国のサービス産業の活性化・生産性向上に向け、サービスの質を「見える化」する「おもてなし規格」を作り、本年7月頃の運用開始を目指す。【新規】

＜関連施策＞

○観光案内拠点の充実

・JNTO認定の外国人観光案内所について、通年申請を可能とすることにより、受入関係者による申請手続きの利便性向上を図るとともに、外国人目線を活用し、外国人観光案内所のサービス水準の向上を図る。【改善・強化】
・コンビニエンスストアや郵便局等について、地方自治体、観光協会、外国人観光案内所と連携を図りながら、観光案内機能を強化する。【改善・強化】
・「道の駅」について、免税店や外国人案内所の設置などのインバウンド対応を促進し、地域の情報発信の拠点とする取組を進める。【改善・強化】

○ムスリム対応の強化

・「ムスリムおもてなしガイドブック」（2015年8月公表）を踏まえた地方自治体等におけるムスリムの受入対応や情報発信の先進事例について周知を図り、他地域への普及に取り組む。【改善・強化】

○外国人旅行者の移動円滑化に資する情報の整備

・外国人旅行者に分かりやすい地図の普及のため、地名の英語表記方法及び地図記号のガイドラインを地方自治体や民間に周知し、活用を促進するとともに、100万分の1及び20万分の1地図に記載される自然地名の英語表記リスト及びそれを反映したWEB地図を作成し、公開する。【改善・強化】
・外国人サイクリストにも通行ルールをわかりやすく伝えるため、ピクトグラムや路面標示の仕様を標準化し、安全で快適な自転車利用環境を創出する。【新規】

○「道の駅」の通信環境等の整備

・ドライブ観光の促進のため、「道の駅」の電気自動車（EV）の充電施設及びWi-Fiの整備を推進する。【改善・強化】

○受入環境向上に向けた調査の実施

・訪日外国人の滞在・移動等の受入環境に関する不満・要望をSNS等を活用して調査・検証し、具体的な解決策を検討する。【改善・強化】

多言語対応による情報発信

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○中小事業者がインバウンド需要を取り込めるよう、ウェブサイトの多言語化を中心としたIT化を推進するため、以下の取組を実施。	―
・中小事業者の持つウェブサイトの約半分（約76万件）の多言語化や海外ネット広告等の導入を支援	・中小企業のウェブサイトの多言語化や海外ネット広告導入等に係る費用を支援することで、訪日外国人旅行者へのサービス充実・利便性向上を通じた生産性向上を図る。【新規】
・レジアプリ等の導入を支援し、会計処理業務を効率化、マーケティング力を向上	・観光客のニーズに対応したサービスを充実させるため、レジアプリ等の導入を支援するための検討を行い、会計処理業務の効率化やマーケティング力の向上を図る。【新規】

急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○2020年までに外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を全国に整備するため、以下の取組を実施。	―
・外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」（2016年3月に約320箇所選定）の更なる充実	・医療通訳・外国人向けコーディネーター等が配置された拠点病院や外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP）の認証病院等を中心に、2015年度中に選定した外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」（約320箇所）を更に充実する。【改善・強化】
・2020年までに、訪日外国人が特に多い地域を中心に、受付対応等も含めた「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を、現在の約5倍にあたる100箇所で整備	・外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられる体制を充実するため、医療通訳・医療コーディネーターの配置支援、院内資料の多言語化等の支援、外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP）の認証病院の拡大を通じて、外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を本年度までに40か所程度へ拡大する。【改善・強化】
・その他の医療機関に対し、外国語対応支援ツールの活用促進や「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」への誘導ができるよう、周知を実施	・その他の医療機関に対し、外国語対応支援ツールの活用促進や「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」への誘導ができるよう、周知を実施する。【改善・強化】
・訪日外国人旅行者に対し、医療機関情報の提供強化（JNTOホームページへの情報掲載　等）	・外国人旅行者が不慮のケガ・病気になった際に、外国語対応にも留意しつつ、スムーズに訪日外国人旅行者受入れ医療機関にアクセスできるよう、JNTOホームページやガイドブック等を活用し、宿泊施設、観光案内所、地方自治体等と連携を図りながら、外国人旅行者に対する情報提供を強化する。【改善・強化】
・訪日外国人旅行者に通訳・キャッシュレス診療サービスの付いた保険商品の加入促進	・外国人旅行者が医療費の不安なく治療が受けられるように、外国人旅行者向け通訳・キャッシュレス診療サービスの付いた旅行保険等のPRを行い、加入への働きかけを行うとともに、地方自治体等と連携し、外国人患者へ医療機関の紹介、通訳サービスを提供する方式の実証実験を実施する。【改善・強化】

「世界一安全な国、日本」の良好な治安等を体感できる環境整備

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○2020年を目途に、日本語を解さない外国人からの急訴・相談、自然災害等に迅速・的確に対応するための体制・環境を整備。	_
・外国人旅行者等と警察職員とのコミュニケーションを支援するための資料・資機材等を整備・活用	・訪日外国人旅行者等と警察職員とのコミュニケーションの円滑化のため、交番等におけるコミュニケーションを支援するための資料・資機材の活用、観光地等の外国人対応の機会が多い交番等への外国語による対応が可能な警察職員の配置等に努める。【新規】
・外国人対応の多い警察署、交番等において、外国語による対応が可能な警察職員を配置するなど体制を整備	
・遺失届・拾得物の受理時等の各種手続に係る外国語による対応の推進	・遺失届・拾得物の受理等の各種手続に係る外国語による対応の推進、防犯・防災等に資する情報の外国語による提供、我が国の警察制度・警察活動に関する情報を外国人旅行者等が容易に入手できる環境の整備等に努める。【新規】
・防犯、防災等に資する情報を外国語で提供	
・警察庁・都道府県警察のウェブサイトへ警察制度・警察活動に関する情報を外国語により掲載	
・110番・119番通報の際に通信指令室と通訳を交えて三者で通話を行う三者通話システムの活用を推進・促進	・110番通報の際に警察本部の通信指令室と通訳人を交えて三者で通話を行う三者通話システムの活用に努める。【新規】
	・消防庁において、各消防本部が、外国語による119番通報への対応を適切に行い、現場において必要な対応を的確に実施できるような多言語対応体制の整備を促進する。【新規】
・救急活動時における多言語コミュニケーションツールや多言語音声翻訳システムの活用の促進	・救急活動時における多言語コミュニケーションツールや多言語音声翻訳システムの活用を促進する。【新規】
・特に夏期に訪日する観光客が気をつけるべき熱中症対応も含めた、救急車利用ガイド（外国語版）の提供	・特に夏期に訪日する観光客が気をつけるべき熱中症対応も含めた、救急車利用ガイド（外国語版）の提供を行う。【改善・強化】
	・熱中症の説明や予防法など外国人等に対して発信すべき情報の内容と提供手段のあり方について検討を進め、検討した情報と提供手段に基づき多言語による情報発信を順次開始する。【新規】
・気象庁が発表する気象情報を、気象庁や民間事業者等が持つウェブサイトやアプリ等を通じて外国語で外国人旅行者に提供	・外国人旅行者が、気象庁が発表する気象情報をウェブサイトやアプリ等を通じて取得し、安心・安全な移動や滞在を可能とするため、民間事業者等に対して、気象情報の利活用に関する講習会・ワークショップ等を開催し、その利活用の拡大を図る。【新規】

・地方公共団体向け手引き、観光・宿泊施設向けガイドライン、外国人旅行者向けアプリ等の周知徹底	・2016年熊本地震も踏まえ、自然災害発生時におけるJNTO認定の外国人観光案内所の情報提供機能の強化を図るとともに、外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」の機能向上と外国人の訪問地等でのPRを行う。また、地方公共団体向け「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」と観光・宿泊施設向け「自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン」の活用を促進するため、都道府県への周知を強化する。【改善・強化】
	・我が国における訪日外国人の円滑な移動や安全・安心で快適な滞在の実現を図るため、「2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」において、訪日外国人への多言語による情報伝達の優れた事例や多言語対応のためのICT関連技術や製品を全国の地方自治体や企業と共有する仕組みを構築するとともに、標準化された防災ピクトグラム等の普及拡大に努める。【新規】

＜関連施策＞

○災害時の避難受入施設に関する体制強化

・ホテル・旅館を災害時の避難受入施設として位置づけるべく、日本旅館協会等と自治体との間で利用に関する協定の締結を促進すると同時に、同協定における宿泊施設の提供が災害時に迅速に行えるような体制の強化を行う。【新規】

○感染症対策の着実な実施

・新型インフルエンザ、SARS、エボラ、MERS等による発生国への経済面・観光面への甚大な影響を教訓とし、また、2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も念頭に、公衆衛生の観点から、外国人旅行者が安心して訪日できる環境を整備するため、「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」で決定された「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」（2016年2月9日）、同会議にて報告された「ジカウイルス感染症に関する追加的な対応（第3弾）について」（2016年3月）に掲げる施策をはじめとした感染症対策を着実に推進する。【新規】

○訪日外国人旅行者の国内における消費活動に係る相談体制の強化

・「地方消費者行政推進交付金」の活用等により、都道府県及び政令市に設置されている消費生活センターの他、各市区町村に設置されている消費生活センターを含む消費生活相談窓口における訪日外国人旅行者の国内での消費活動に係る相談体制を強化する。また、国民生活センターにおける訪日外国人に対する消費生活相談の状況を踏まえ必要な体制の強化を行う。【改善・強化】

「地方創生回廊」の完備

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○新幹線、高速道路などの高速交通網を活用した「地方創生回廊」の完備に向け、以下の取組を実施。	_
・これまで出発前に海外の限られた旅行代理店でしか購入できなかった「ジャパン・レールパス」の日本到着後の購入を可能に（2016年度実証実験開始）	・これまで出発前に海外の限られた旅行代理店でしか購入できなかった「ジャパン・レールパス」の日本到着後の購入を可能にするため、本年度に実証実験を開始する。【新規】
・新幹線開業、コンセッション空港の運営開始、交通結節点の機能高度化等と連動し、観光地へのアクセス交通の充実等により、地方への人の流れを創出	・全国をダイナミックに移動し、快適な旅を実現する「地方創生回廊」の完備に向け、地方空港の着陸料軽減、グラハン要員の機動的配置を可能にする基準の柔軟化、CIQ機能の強化などゲートウェイから地方、地方と地方を結ぶ低廉かつ持続可能な航空網を構築する。【新規】
◇新幹線の開業、空路開設等に合わせた、観光地周辺までの新たなアクセスルート設定と観光地周辺での交通の充実、新たな旅行商品、乗り放題きっぷ等の造成	・観光地へのアクセスの利便性を向上させるため、地域ごとに観光地周辺での交通や既存の共通乗車船券等の現状と、観光客の行動の整合性とを総点検した上で、観光客のニーズにあった観光地周辺での交通の充実及び共通乗車船券等の造成・改善を図るとともに、外国語による効果的な情報発信や、プロモーションを行う。【新規】
◇新幹線全駅（108駅）の観光拠点としての機能強化	・新幹線全駅（108駅）において観光拠点としての機能の強化が図られるよう、地方自治体、観光協会、関係鉄道事業者等との調整を進める。【新規】
◇新宿南口交通ターミナルの開業（2016年4月）をはじめ、交通モード間の接続（モーダルコネクト）を強化し、高速バスネットワークの充実を推進	・高速バスネットワークの強化を図るため、SA・PAの乗継拠点整備、高速バスストップにおけるパークアンドライドを推進するとともに、立体道路制度の拡充により鉄道等との乗継強化の取組を官民連携で推進し、交通モード間の接続（モーダルコネクト）の強化を図る。また、地域バスの利用環境の向上に向けた、タウン・モビリティマネジメント、バス待ち環境の改善、道の駅のデマンドバスやカーシェアの乗継拠点化、BRT等による輸送効率化・省人化などの取組を官民連携で推進する。【新規】
・高速道路ナンバリングや観光地と連携した道路案内標識の改善によるわかりやすい道案内の実現	・2019年の東名高速道路全通50周年や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などを見据え、訪日外国人旅行者を含むすべての道路利用者にわかりやすい道案内を実現することを目的として、高速道路の路線に番号をつける「高速道路ナンバリング」について検討を進める。【新規】
	・道路案内標識について、鉄道駅やバスターミナル等の交通結節点において他の機関が設置する案内看板と連携した案内標識の設置、歩道に設置された道路案内標識を中心に英語表記の改善・充実、観光案内ガイドブックやパンフレット等と連携したわかりやすい道案内の取組を一層推進する。また、先行的に道路案内標識の英語表記を進める全国の主要観光地49拠点については、本年度中に全ての拠点において、現地施工に着手する。【改善・強化】
	・道路案内標識と国土地理院が公表予定の英語版地図（100万分1）に用いる「道路関連施設」や「山等の自然地名」の英語表記の整合を図る。また、道路案内標識と国土地理院が作成予定の英語版地図（20万分1）に用いる「道路関連施設」や「山等の自然地名」の英語表記の整合を図るため、各都道府県の道路標識適正化委員会において観光関係者を含む関係機関との調整を実施する。【新規】
	・観光地に隣接する又は観光地へのアクセス道路の入口となる交差点の交差点名標識に観光地名称を表示することにより、旅行者にとって観光地へのわかりやすい案内となるよう、改善を推進する。【新規】

・規制の弾力化等を通じた多様なアクセス交通の実現	―
◇舟運の規制見直しによる活性化（2016年度から2年間、東京のベイエリア等をモデル地区として実証実験開始）	・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も見据え、大都市を訪れる訪日外国人旅行客に水のまちとしての魅力も楽しんでもらうため、東京ベイエリア等を対象として「船旅活性化モデル地区」を指定し、モデル地区で旅客船事業の規制の弾力的運用を実験的に実施し、舟運をはじめとする船旅の活性化を図る。【新規】
◇交通空白地域における観光客の移動手段としての自家用車の活用拡大（国家戦略特別区域法の一部改正法（案）の活用）	・過疎地等における訪日外国人を始めとする観光客等の移動がより便利で快適なものとなるよう、「国家戦略特別区域法」の枠組みを活用して、自家用自動車の活用拡大を図る。【新規】

＜関連施策＞

○外国人旅行者向け周遊ドライブパスの展開

・高速道路会社が、国、地方自治体、レンタカー事業者等と連携して、地方の高速道路において、定額で何回でも利用できる外国人旅行者向け周遊ドライブパスなどの企画割引を展開する。【改善・強化】

○北海道におけるドライブツーリズム振興と消費拡大

・北海道における地域間・季節間の旅行需要の偏在緩和に向けて、道内の関係団体の連携により、レンタカーを利用する外国人ドライブ観光客に特典を提供することにより地方部又は閑散期に誘導する社会実験を実施する。【新規】

○「道の駅」を核とした地域振興

・重点「道の駅」において地産地消の促進及び小さな拠点の形成等の取組を関係機関が連携して重点的に支援するため、複数の関係機関の制度の活用等について、ワンストップで相談できる体制の構築等を行う。【改善・強化】

・「道の駅」等を核として、周辺の農林漁業者等と連携し、農林水産物や、地域の特色を活かして開発された6次産業化商品の販売を拡大する。【改善・強化】

・「道の駅」が旅行業者となり着地型旅行商品の販売を行うことにより、地域の総合観光窓口としての機能強化を図る。【改善・強化】

○外国人旅行者のドライブツーリズムの促進

・運転ルールやETCの利用、雪道ドライブなどを総合的に紹介するポータルサイトを立ち上げ、外国人のスムーズなレンタカー利用を促進し、ドライブツーリズムの拡大を図る。【新規】

○鉄道の観光資源としての魅力発信

・全国の観光列車、鉄道博物館、駅弁など、我が国の鉄道が持つ魅力を一体的にアピールするためのポータルサイトを立ち上げる。【改善・強化】

地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航促進

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航促進に向け、以下の取組を実施。	_
・複数空港の一体運営（コンセッション等）の推進（特に北海道）	・地方空港のゲートウェイ機能を強化し、広域的な観光振興を図るため、北海道において、複数空港の一体運営（コンセッション等）を推進する。【新規】
・地方空港の着陸料軽減を実施	・地方空港への国際線就航を促進し、「地方イン・地方アウト」の流れをつくるため、地域が実施する国際線誘致等の取組と協調して、地方空港の国際線の着陸料を軽減する。【新規】
・首都圏空港の容量拡大（羽田空港の飛行経路の見直し　等）	・首都圏空港の機能強化に向けて、羽田空港の飛行経路の見直し等について、本年夏までに環境影響等に配慮した方策を策定するなど、2020年までの空港処理能力約8万回の拡大について最優先に取り組む。また、2020年以降については、成田空港の抜本的な容量拡大などの機能強化方策の具体化に向けて、引き続き、関係自治体等と検討を進める。【改善・強化】
・首都圏におけるビジネスジェットの受入環境の改善	・羽田空港においてはビジネスジェットの運航希望に対して、発着枠・駐機スポット不足を原因とする運航不成立が多く発生していたことから、本年4月に、ビジネスジェット用の発着枠の拡大や、発着枠内の優先順位の引き上げ等を実施し、あわせて、駐機可能機数の増加を図るため、個々のスポットの稼働率を高めるための駐機可能期間の短縮を実施した。今後は、羽田空港においては、駐機可能スポットの増設を行うとともに、成田空港における受入環境改善の検討を進める。さらに、羽田・成田両空港の連携による更なる受入を図る。【改善・強化】
・地方空港のLCC・チャーター便の受入促進（グラハン要員の機動的配置を可能にする基準の柔軟化、CIQ機能の強化、地方空港チャーター便の規制緩和、操縦士・整備士の養成・確保　等）	・LCC等の更なる就航において、人材の不足がボトルネックとならないよう、産官学の関係者で連携しつつ、操縦士自社養成の促進、民間操縦士養成機関の供給能力拡充、航空大学校における着実な操縦士養成の実施や、ポータルサイト等の情報発信ツールの充実による航空を志望する若年者の裾野拡大等、操縦士・整備士の養成・確保のための対策を実施する。【改善・強化】
	・空港における地上取扱業務実施体制の拡充を支援するため、本年度中に安全確保を前提としつつ、空港内の車両運転許可の条件としている講習・試験のあり方や、牽引免許などの現行の運転資格要件の見直しを図るとともに、空港制限区域内立入りの際のランプパス申請手続きの効率化等、ランプパスの取扱いについて関係者間で協議を進める。【新規】
	・訪日外国人旅行者の更なる増加に対応し、外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設やCIQに係る予算・定員の充実を図り、必要な物的・人的体制の整備を進める。【改善・強化】＜再掲＞
	・地方空港を発着する国際包括旅行チャーター便の個札販売に係る規制緩和を行うため、速やかに関係通達の改正を行う。【新規】
	・北海道への一層の観光客誘致を図るため、北海道の玄関である新千歳空港について、2017年3月下旬からの夏ダイヤより、1時間当たりの発着枠を32回から42回へ拡大するほか、本年10月下旬からの冬ダイヤより、国際線航空便の発着枠を月曜日から木曜日の12時から17時、金曜日の12時以降、土曜日・日曜日の全日に大幅に拡大する。【新規】

・コンセッション空港等における到着時免税店制度の研究・検討	・コンセッション空港等における到着時免税店制度の研究・検討を行う。【新規】
・新規誘致に係るJNTOの協働プロモーション支援	・地方空港や地方自治体と連携しながら、初の日本開催となる「Routes Asia 2017」等の場において、海外の航空会社に対し、新規就航や増便を積極的に働きかける。また、地方空港や自治体が新規路線を誘致するに際し、インセンティブとしてJNTOが協働でプロモーションによる支援を行う。【改善・強化】

＜関連施策＞

〇LCCターミナル等の整備

・関西空港について、第1ターミナルの入国審査場の拡張等や新たなLCC専用ターミナルの整備（本年度供用開始予定）を実施する。【改善・強化】
・中部空港について、LCCの拠点化を推進するため、LCC専用ターミナルの整備（2019年度供用開始予定）に着手する。【新規】
・那覇空港及び福岡空港の滑走路増設事業や、両空港や新千歳空港等のターミナル地域の機能強化等を行い、地域の拠点空港等の機能強化を図る。【改善・強化】

〇高速バス・LCC等の利用促進

・高速バス・LCC等に関する情報プラットフォームの構築に加え、LCC拠点空港を軸としたイメージプロモーション等に協議会構成員が中心となって官民一体となって取り組み、高速バス・LCC等の国内外への認知度向上を図り、国内観光の振興及び国際観光の拡大に努める。【改善・強化】

〇海外LCC企業等の日本進出支援

・JETROにおいて、海外の有望な観光関連企業（LCC、ホテル、ツアーオペレーター等）を発掘し、日本に誘致するとともに、観光分野の既進出外資系企業に対して、日本企業とのビジネス機会の提供等の支援を実施する。【改善・強化】＜再掲＞

〇首都圏空港アクセスの利便性向上

・羽田空港について、空港アクセスバスの路線数の拡大や深夜便の運行本数の増便等に関して多言語でパンフレットを作成し情報提供を行う等により、利用者への周知を図る。成田空港について、訪日外国人旅行者が空港から都心へのアクセス中に鉄道駅や高速バス車内で利用可能なWi-Fiに関するPRを行う。【改善・強化】

〇コンセッション方式等の活用の推進

・インバウンドの拡大等による大幅な需要拡大が期待される空港、港湾、観光等の成長分野において積極的にコンセッション方式を活用し、施設のポテンシャルを最大限活かすことにより、地域における成長の起爆剤とする。また、公共施設にコンセッション方式を活用することにより、観光資源の開発や利用者の満足度向上を図り、コストセンターからプロフィットセンターへの転換を視野に入れた取組を推進する。【新規】

クルーズ船受入の更なる拡充

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○北東アジア海域をカリブ海のような世界的なクルーズ市場に（訪日クルーズ旅客を2020年に500万人、日本の各地をカジュアルからラグジュアリーまで幅広く対応したクルーズデスティネーションに）。	―
・「クルーズ船寄港の「お断りゼロ」の実現（クルーズ船受入環境緊急整備（2015年度・10港）、クルーズ船寄港地マッチングサービスの提供　等）	・クルーズ船の寄港増加や大型化に対応するため、既存施設を活用しつつ、岸壁の係船柱や防舷材の整備やドルフィン・桟橋等の整備を推進するとともに、寄港地を探しているクルーズ船社と、クルーズ船を受け入れたい港湾管理者（地方公共団体）との間の、需要と供給の「マッチング」サービスを国（国土交通省港湾局）において開始し、利用可能な岸壁をクルーズ船社に紹介するなどの取組を行い、クルーズ船寄港の「お断りゼロ」を実現し、我が国へのクルーズ船の寄港を促進する。【新規】
・世界に誇る国際クルーズの拠点形成（旅客ターミナル整備への無利子貸付制度の創設　等）	・クルーズ船の寄港増加や大型化に対応するため、既存施設を活用しつつ、岸壁の係船柱や防舷材の整備やドルフィン・桟橋等の整備を推進するとともに、民間による創意・工夫が盛りこまれた旅客ターミナルビルの整備を無利子貸付制度で支援し、CIQエリアや商業機能等を備えた国際クルーズ拠点を形成する。【新規】
・瀬戸内海や南西諸島など新たな国内クルーズ周遊ルートの開拓、ラグジュアリークルーズ船の就航	・フライ＆クルーズ等による訪日外国人旅行者の増加を図るため、日本が世界に誇る海洋観光資源や日本独自の伝統文化を海外に対してプロモーションするほか、ラグジュアリークルーズ商品の造成を促進する。【新規】
・新たなクルーズビジネスの確立（官民の関係者からなる地域協議会や全国クルーズ活性化会議の活用、農水産物の販売環境の改善、「みなとオアシス」の活用、港湾協力団体制度の創設等）	・クルーズ埠頭における臨時の免税店届出制度の活用促進等のための港湾管理者向けガイドラインの作成、「みなとオアシス」における農水産品等の販売環境の改善等により、クルーズ旅客による地域産品の消費を拡大する。【改善・強化】
	・「全国クルーズ活性化会議」における知見の共有や、旅客船ターミナルにおけるユニバーサルデザインへの対応、港湾管理者が指定する港湾協力団体によるクルーズ船歓迎イベントや清掃活動等により、クルーズ船の受入環境の向上を推進する。【新規】
・全国クルーズ活性化会議と連携し、寄港地の全国展開に向けたプロモーション	・クルーズ船の寄港地を全国津々浦々に広めるため、これまで寄港実績の少ない東日本の港を中心として、「全国クルーズ活性化会議」との連携のもと、港湾管理者及び地方自治体の商談会等を実施する等、港湾と観光が一体となったプロモーションを展開する。【改善・強化】
	・日本の特色を活かした訪日クルーズ商品のASEAN市場への展開を図るため、ASEAN諸国（タイ、シンガポール等）において、現地旅行会社を対象としたセミナーを開催し、情報発信・プロモーションを強化する。【改善・強化】

＜関連施策＞

○地域密着型のクルーズ観光振興

・「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」を活用し、クルーズ船による外国人観光客を対象に、地域の観光施設や地元商店街等への訪問を盛り込んだ地域密着型の旅行商品の造成を支援する。【新規】

公共交通利用環境の革新

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○公共交通利用環境の革新に向け、以下の取組を実施。	―
・新幹線や高速バス等主要な公共交通機関の海外インターネット予約の可能化	・全ての新幹線において外国語によるインターネット予約を可能とすべく、JR各社との推進体制を整備する。【新規】
	・海外からの予約が可能な高速バスの情報発信を強化すべく、外国人向け高速バス予約ポータルサイトを構築するため、本年度中に関係者間で調整を進める。【新規】
・2020年までに、全国公共交通機関を網羅した経路検索（外国語対応も含む）の可能化	・全国の公共交通機関を網羅した経路検索を外国語対応を含め可能にするため、本年度中に関係者間で調整を進める。【新規】
・都市交通ナンバリングの充実	―
◇2016年度末までに、JRも含めた東京23区内の駅ナンバリングを完成	・本年度末までに、JRも含めた東京23区内の鉄道駅のナンバリングを完成する。【改善・強化】
◇2020年を目途に、大都市バス路線において、アルファベット・数字表記等のナンバリングを実施	・外国人観光客にも路線バスを利用しやすくするため、大都市バス路線におけるアルファベット・数字表記等のナンバリングの実施に向け、関係団体や事業者との調整を進める。【新規】
・世界水準のタクシーサービスの充実	・タクシー車両への多言語翻訳機の搭載やスマホアプリによる配車等により、訪日外国人にとって利用しやすいタクシーサービスを実現する。【新規】
◇東京23区でのタクシー初乗り運賃の引下げ（2017年度初めに実施を目指す）	・本年度中に、タクシー初乗運賃の割高感解消に向けた実証実験（初乗運賃の短縮・引き下げの試験的導入）を行うとともに、観光ガイドサービスや高級車等の車種指定等のサービスに対する料金設定を促すことにより、観光客のニーズに応じたタクシーの運賃・料金設定の実現を図る。【新規】
◇東京23区でのUD（ユニバーサルデザイン）タクシーの拡充（2020年に25%、2030年に75%）	・バス・タクシーのバリアフリー車両の導入促進のために必要な支援を行う。特に導入が遅れている空港アクセスバス（リフト付きバス等）及びUD（ユニバーサルデザイン）タクシーについて重点的に支援を行う。【新規】
◇プライベートリムジンの全都道府県への導入	・富裕層をはじめとする旅行者の国内における柔軟な移動へのニーズについて調査を実施する等、個人旅行客等を対象とするハイヤーサービス（「プライベートリムジン」）の導入に向けた検討を進める。【新規】
・2020年までに手ぶら観光カウンターを全主要交通結節点に設置	―
◇2016年度末までにカウンター数（現行80程度）を倍増	・2020年までに手ぶら観光カウンターを全主要交通結節点に設置し、手ぶら観光の基幹ネットワークの形成を図るため、本年度末までに現行のカウンター数（80程度）を倍増させる。【新規】
	・国土交通省・JNTOが連携し、ホームページやSNS等を利用した情報発信を行い、手ぶら観光のPRを行う。【改善・強化】
◇2020年までに免税品の海外直送（国際手ぶら観光サービス）を本格実施	・2020年までの国際手ぶら観光サービスの実現に向け、本年度中に実証実験を行う。【新規】

＜関連施策＞

○相互利用可能な交通系ICカードの普及促進

・2020年までに、相互利用可能な交通系ICカードを利用できない都道府県をゼロにするため、2015年度に「交通系ICカードの普及・利便性拡大に向けた検討会」でとりまとめた結果について全国の関係事業者等へ周知するとともに、地域での取組の後押しを行う。【改善・強化】

○安全対策を前提とした貸切バスの利用促進

・外国人観光客の更なる増加に対応するとともに、バス事業者が安全対策に取り組むインセンティブを与えるため、自主的に安全対策に取り組んだ貸切バス事業者に限って、その営業区域を地方ブロック単位及び営業所所在の隣接県まで拡大する弾力化措置を本年9月まで実施するとしているところであるが、本年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を契機とした再発防止策検討との関係に留意しつつ、弾力化措置の恒久化も含め、今後の対応方針を検討する。【改善・強化】

・本年1月に軽井沢スキーバス事故が発生したことを踏まえ、規制緩和後の貸切バス事業者の大幅な増加と監査要員体制、人口減少・高齢化に伴うバス運転者の不足等の構造的な問題を踏まえつつ徹底的に再発防止策について検討し、結論の得られたものから速やかに実施する。【新規】

・貸切バスによる路上混雑の解消を図るため、地方自治体、事業者等と連携して、地域の実情に即して、貸切バスに対するショットガン方式の実証実験の実施、マナー啓発など路上混雑緩和のための施策を実施する。【改善・強化】

○地方ブロックごとのきめ細かな受入環境整備

・急増する訪日外国人旅行者を受け入れる体制を充実させるべく、国土交通省の地方の出先機関を中心に2015年3月に設置した地方ブロック別連絡会について、更なる勢いで増加する訪日外国人旅行者により一層の対応を図るべく、本年末を目途に各地方ブロックにおいてとりまとめを行うとともに、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」を活用し、課題解決を強力に図る。【改善・強化】

○バリアフリールート・所要時間検索システムの実現

・バリアフリールート・車いす利用者の所要時間検索システムの実現を目指し、有識者、障害当事者、関係交通事業者等を委員とする検討会を速やかに設置し、本年度末までに対応方針を取りまとめる。【新規】

○鉄道車両内における走行位置案内アプリによる情報提供の実現

・外国人、視覚障害者、聴覚障害者向けに、音声や文字情報（多言語）による鉄道車両内での走行位置案内を行うスマートフォンアプリの導入実現に向けて、本年度末までに適用可能な技術の調査を実施し、早期の実現を目指す。【新規】

○ハンドル形電動車いすの鉄道車両等への乗車要件の見直し

・ハンドル形電動車いすの鉄道車両等への乗車要件の見直しを検討する検討会を本年度中に設置し、本年度末を目処に結論を得る。【新規】

休暇改革

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○2020年までに年次有給休暇の取得率を70%に向上させることや休暇取得の分散化を通じて、休暇の利用による観光の促進を図るため、以下の取組を実施。	―
・働き方・休み方改革を推進し、年次有給休暇の取得を一層促進	―
◇5日間の年次有給休暇付与を使用者に義務付け（労働基準法の改正）	・労働者が年間で少なくとも5日間の年次有給休暇を取得できるよう使用者に義務付けること等を内容とする、「労働基準法改正案」の早期成立を図る。【新規】
◇10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始、ゴールデンウィークなどの連続休暇を取得しやすい時季に年次有給休暇取得の集中的な広報	・10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始、ゴールデンウィークなどの連続休暇を取得しやすい時季に年次有給休暇取得の集中的な広報を行う。【新規】
◇地域において、関係労使、自治体、NPO等が協議会を設置し、地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇取得を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の機運を醸成	・地域において、関係労使、自治体、NPO等が協議会を設置し、地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇取得を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の気運を醸成する。【新規】
・家族が休暇をとりやすい制度の導入、休暇取得の分散化による観光需要の平準化	―
◇分散化などの学校休業日の柔軟な設定における工夫事例を周知するとともに、経済界と連携し、子供の休みに合わせて年次有給休暇取得3日増を目指す	・教育機関の柔軟な休業日の設定に合わせ、有休取得を年間3日増やすよう産業界に働きかけることで、平日の家族旅行を推進する。また、閑散期の需要創出に向けた経済的インセンティブについて、地域への経済効果や海外事例の調査を行う。【新規】
	・地域において家族で学ぶ機会の充実を図る観点から、更に各地で学校休業日の柔軟な設定等のための様々な取組が進むように教育委員会や学校等に対して一層の周知を図る。【新規】
◇休暇取得の分散化のため産業界に対し奨励を行うとともに、経済的インセンティブ付与の仕組みの導入を目指す。このため、2016年度中に、休暇分散の地域への経済効果、海外事例等の調査を実施	・教育機関の柔軟な休業日の設定に合わせ、有休取得を年間3日増やすよう産業界に働きかけることで、平日の家族旅行を推進する。また、閑散期の需要創出に向けた経済的インセンティブについて、地域への経済効果や海外事例の調査を行う。【新規】＜再掲＞
◇国家公務員についても、学校休業日に合わせた年次休暇取得を促進	・国家公務員について、学校休業日に合わせた年次休暇取得を促進する。【新規】

＜関連施策＞

○「海の日」を活用した観光需要拡大

・国民の祝日「海の日」の意義の国民的理解を深めるとともに、祝日三連休制度を活かした観光需要の拡大を図るため、官民が協力して、フェリーを活用した周遊旅行など、海に親しむ旅行商品の充実を図るとともに、キャンペーンを推進する。【改善・強化】

オリパラに向けたユニバーサルデザインの推進

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム2016】
○2020年東京大会を契機とし、各地の観光地や交通機関において、より高い水準のユニバーサルデザイン化及び心のバリアフリーを推進するため、以下の取組を実施。	―
・Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインの考え方に沿った街づくりや心のバリアフリーを全国に展開することにより、潜在需要を取り込み、消費活動を活性化	・「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」の考え方に沿った街づくりや心のバリアフリーを全国に展開することにより、国内外の障害者による我が国での旅行に対する潜在需要を取り込むとともに、高齢者や子育て世代も快適に旅行できる環境を整備することで消費活動を活性化するため、障害者団体等のヒアリングを重ね、障害者の意見を反映し、本年8月を目途に中間とりまとめを行い、年内を目途に「ユニバーサルデザイン2020」として最終とりまとめを行う。【新規】
・障害者団体等のヒアリングを重ね、障害者の意見を反映し、2016年内を目途に「ユニバーサルデザイン2020」を最終とりまとめ	
	・「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」の考え方に沿った街づくりや心のバリアフリーを全国に展開することにより、国内外の障害者による我が国での旅行に対する潜在需要を取り込むとともに、高齢者や子育て世代も快適に旅行できる環境を整備することで消費活動を活性化するため、障害者団体等のヒアリングを重ね、障害者の意見を反映し、本年8月を目途に中間とりまとめを行い、年内を目途に「ユニバーサルデザイン2020」として最終とりまとめを行う。【新規】＜再掲＞
	・バス・タクシーのバリアフリー車両の導入促進のために必要な支援を行う。特に導入が遅れている空港アクセスバス（リフト付きバス等）及びUD（ユニバーサルデザイン）タクシーについて重点的に支援を行う。【新規】＜再掲＞
	・全国の主要な鉄道駅や観光地周辺のバリアフリー化の状況を公表するとともに、地方自治体の積極的なバリアフリー化の取組を支援する。【新規】
	・アクセシブルルートに加え、競技会場と周辺の駅を結ぶ道路を国が重点整備区間として提示し、連続的・面的なバリアフリー化を推進する。【新規】
	・交通結節点整備にあわせて、待ち合わせ空間等、利用しやすい道路空間の整備を推進する。【新規】
	・鉄道との結節点における自由通路等の歩行空間のバリアフリー化を重点支援する。【新規】
	・インバウンド4000万人時代に対応して、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく交通施設の義務化基準等（移動等円滑化基準・ガイドライン）の改正内容を議論する検討会を速やかに設置し、本年度末を目処に結論を得る。【新規】

・ユニバーサルデザインの街づくり：東京大会で適用される高水準のバリアフリー基準を主要な観光地等に面的に展開　等	・多機能トイレに関する基準・ガイドラインの見直し内容を議論する検討会を立ち上げ、本年度末を目処に結論を得るとともに、多機能トイレの利用に係るマナー改善に向けたキャンペーンを実施し、正しい利用方法の周知・徹底を図る。【新規】
	・本年度において、2015年度に作成した観光地のバリアフリー評価指標を用いたモデル的な評価を実施し公表することにより、評価指標の普及を図り、全国の観光地における情報提供を促進する。【新規】
	・車いす利用時の待ち時間や、多数の車いす利用者が集中して鉄道車両に乗車しようとする際の対応など、車いす利用環境の改善について、関係者の意見を調整するための検討会を本年度中に立ち上げる。【新規】
	・アクセシブルルートに係る鉄軌道駅をはじめとするオリンピック・パラリンピック関連駅へのエレベーターの増設やホームドアの整備などのバリアフリー化を重点支援する。【改善・強化】
	・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートをはじめとした図柄入りナンバープレートの寄付金を活用し、UDタクシー、リフト付きの空港アクセスバス等の整備促進・利便性向上を図るため、本年度中に図柄入りナンバープレートの制度を取りまとめる。【新規】
	・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、船旅メジャールート（東京の舟運や瀬戸内海航路等）における先進的なバリアフリー化及び旅客船全体のバリアフリー化のため、本年度中にバリアフリー優良事例のPRと実効性を確認した上でのバリアフリー基準の見直しを行う。【新規】
	・全国の主要な旅客船ターミナルについて、旅客船の乗降口から公共バス・タクシー等の乗降場所までの連続的なバリアフリー化の対応状況を本年度中に点検し、その結果を踏まえバリアフリー化を促進する。【新規】
	・成田空港第1・第2ターミナル、羽田空港国際線ターミナルから競技会場までのバリアフリー状況の点検結果や今後策定される東京版アクシビリティガイドライン等を踏まえ、旅客ターミナルビルの対応に関する数値目標を本年度中に設定するとともに、取組の方向性について決定する。【新規】
	・羽田空港国際線ターミナルにおいて、利用者利便の向上を図るため、UDタクシー及び一般タクシーの乗り場の再配置について、施設管理者及び交通事業者団体とともに検討し、検討結果を踏まえた整備を本年度中に完了する。【新規】
	・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、オリンピック・パラリンピック施設周辺エリア、主要な観光地、これらを結ぶ直轄国道等において、英語表記改善、路線番号の活用、ピクトグラム・反転文字の活用、通称名表記・文字サイズ拡大、歩行者系標識の充実等による道路案内標識の改善を推進する。【新規】
	・2012年ロンドンオリンピック・パラリンピック競技大会開催時のバリアフリーに関する取組事例の調査結果等を日本の空港ビル会社に共有するとともに、国土交通省航空局が定める空港のバリアフリーに関するガイドラインの改訂に向けた検討を行い、更なるバリアフリー化を促進する。【改善・強化】

・「心のバリアフリー」：観光・交通分野の事業者による統一的な接遇対応のガイドラインの策定や学校・企業における心のバリアフリー教育の実施　等	・「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」の考え方に沿った街づくりや心のバリアフリーを全国に展開することにより、国内外の障害者による我が国での旅行に対する潜在需要を取り込むとともに、高齢者や子育て世代も快適に旅行できる環境を整備することで消費活動を活性化するため、障害者団体等のヒアリングを重ね、障害者の意見を反映し、本年8月を目途に中間とりまとめを行い、年内を目途に「ユニバーサルデザイン2020」として最終とりまとめを行う。【新規】＜再掲＞
	・学校における心のバリアフリー教育を実現するために、国土交通省と文科省が連携し、本年度中に学校教育用副教材を作成し、全国の小中学校への配布・活用を図る。【新規】
	・航空旅客ターミナルにおける「障害者差別解消法」に基づく障害者への不当な差別の禁止等に係る対応指針を本年度中に策定する。【新規】
	・ユニバーサルツーリズムの促進により、国内外の高齢者や障害者、乳幼児連れ等も安心して旅行できる環境を整備するため、地域においてバリア及びバリアフリー情報の収集・発信や移動支援、相談対応等を行う「バリアフリー旅行相談窓口」の開設や活動強化を支援し、全国各地における取組を拡大させる。【改善・強化】

＜関連施策＞

○歩行者移動支援のための位置情報サービスの提供推進

・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機に、訪日外国人を含む誰もがストレスを感じずに移動・活動できる社会を実現するため、必要な技術開発を進めつつ、空港や競技場、主要駅・地下街等の屋内の電子地図・測位環境の整備・活用実証等を実施するとともに、歩行者移動支援に必要なデータのオープン化に取り組むなど、歩行者移動支援等の多様な位置情報サービス創出に向けた環境づくりを推進する。【改善・強化】

○障害者の芸術・文化活動支援

・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、文化プログラムの一環として、障害者の芸術文化活動を推進し、国内外の障害者が創作した優れた作品の紹介等を通じて日本の魅力を高める。【新規】